

# 令和2年度第2回神奈川県 指定障害福祉サービス事業者等 指導講習会資料

開催日：令和2年10月5日（月）  
開催時間：10:00～12:00

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
障害サービス課監査グループ

# 午前スケジュール

予定時間	次 第
	開催挨拶
10:00～10:30	指導監査について
10:30～11:10	各種届出及び請求事務に係る留意事項等について
11:10～11:17	事故報告について
11:17～11:35	障害児者の虐待防止について
11:35～11:55	労働基準関係法令等について
11:55～12:00	障害者苦情窓口について
	閉会挨拶
	終了

# 令和2年度第2回神奈川県 指定障害福祉サービス事業者等 指導講習会資料

開催日：令和2年10月5日（月）  
開催時間：13:30～15:30

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
障害サービス課監査グループ

# 午後スケジュール

予定時間	次 第
	開催挨拶
13:30～13:50	労働基準関係法令等について
13:50～14:08	障害児者の虐待防止について
14:08～14:38	指導監査について
14:38～15:18	各種届出及び請求事務に係る留意事項等について
15:18～15:25	事故報告について
15:25～15:30	障害者苦情窓口について
	閉会挨拶
	終了



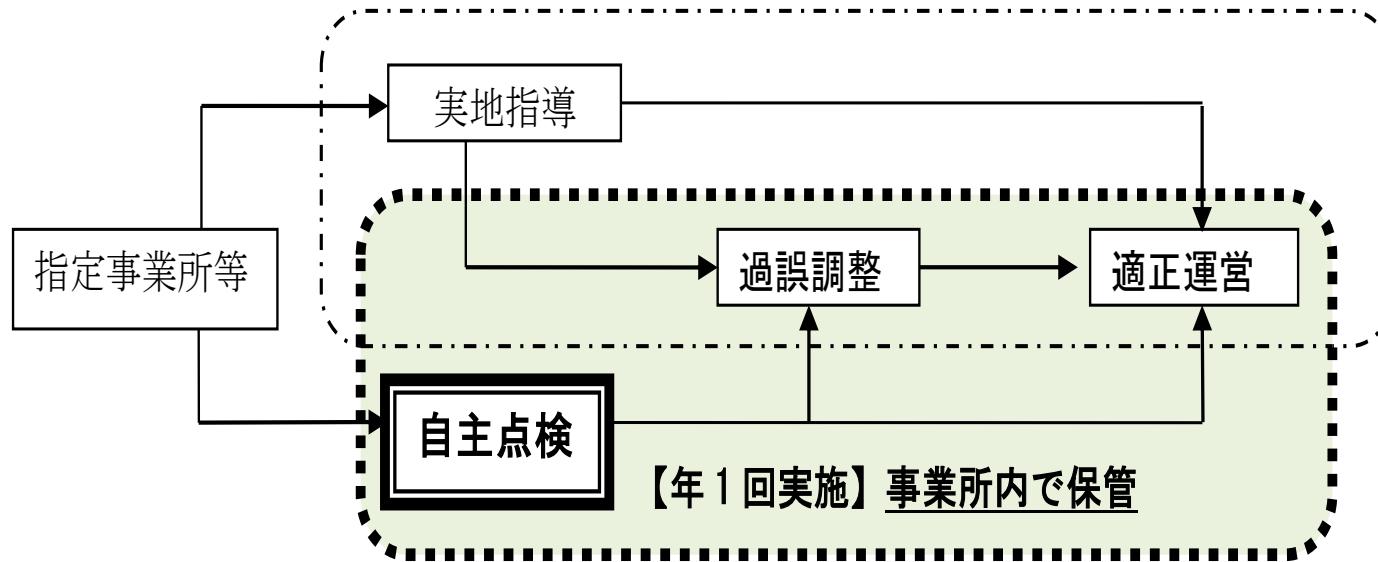
# 指導監査について

# 神奈川県が行う指導監査の実施形態

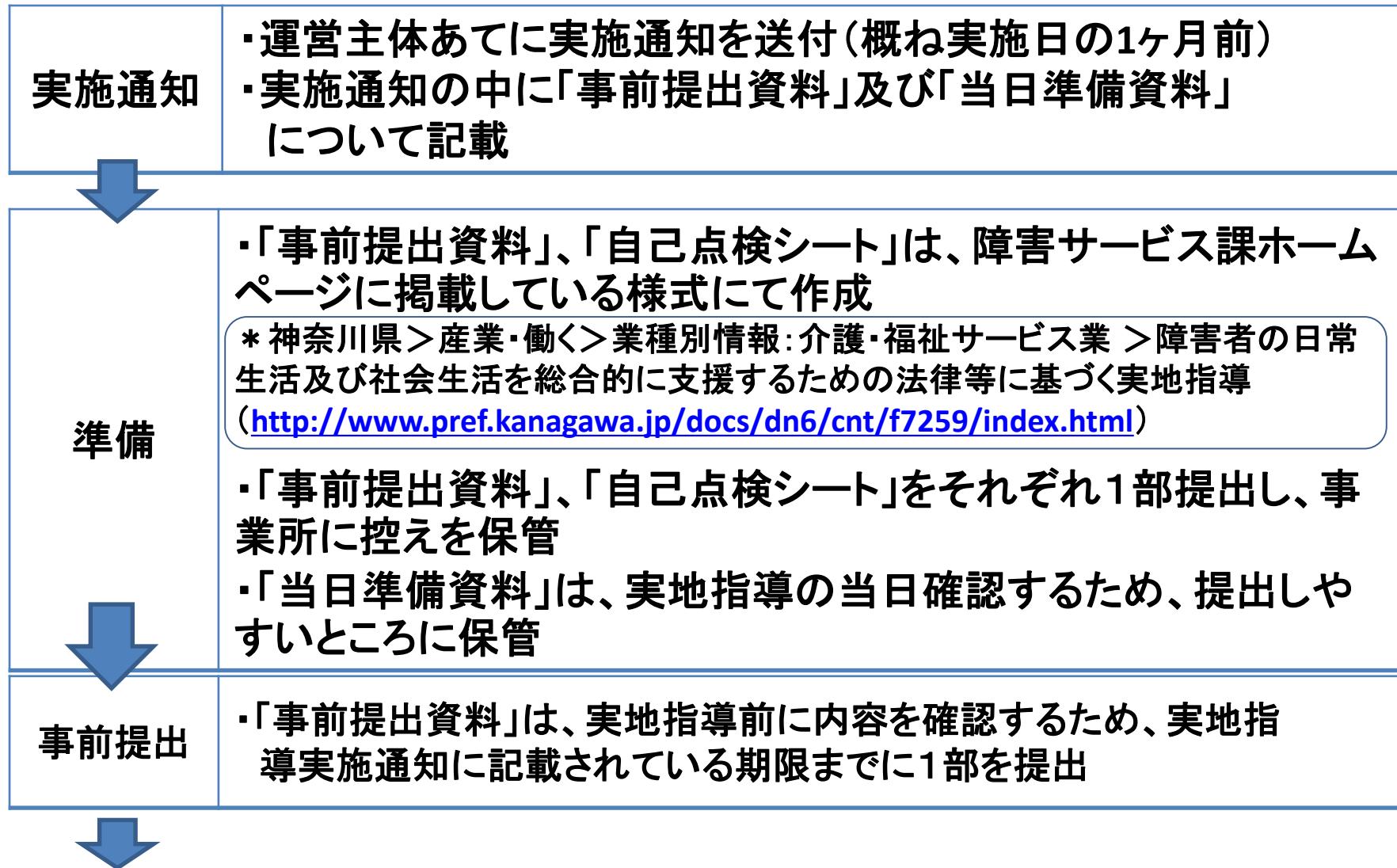
指導	実地指導	サービスの内容等又は介護給付費等の請求の適正化を図ることを目的に実施する。
	集団指導	指定障害福祉サービス事業者等に対して、過去の指導事例、留意点及び制度の改正内容等について、講習会形式で行う。
監査	サービス内容や介護給付費等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合又はその疑いがある場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼に実施する。	

# 自己点検シートの導入

- 年1回状況調査について、自己点検を実施する(6月中の実績状況を7月に点検)。
- 点検の結果、基準違反等が確認された場合は自主的に改善を行う。
- 自己点検シートによる点検結果は必ず事業所内に保管する。
- 保管した自己点検シートを実地指導、監査実施時に提出又は提示する。



# 実地指導の流れ





## 当日対応

- ・人員体制や運営全般、サービス提供内容、報酬請求について説明できる方(管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等)
- ・「事前提出資料」及び「当日用意資料」をもとに、聞き取り、書類の確認を実施
- ・必要に応じ、他の従業者に聞き取る場合あり
- ・当日の指導内容は、記録をとり、改善に取り組む体制を整備



## 結果通知

- ・実地指導後、指摘事項について、実地指導結果として通知(実施日の概ね1ヶ月以内)
- ・通知に記載された文書指導事項については、通知に記載されている報告期限までに改善報告書を提出(通知到着後から60日以内)
- ・通知の文書指導事項の改善を報告書で確認し、支障がないと判断した場合、実地指導完了

# 監査及びそれに伴う行政措置

対象事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・通報、苦情、相談等に基づく情報、実地指導において確認した情報から著しい不当が疑われ、あるいは認められる県指定事業所等</li></ul>
実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>随時実施</b></li><li>・実地指導中、自立支援給付費等の著しい不正が認められる場合、著しい運営基準違反が認められる場合又はその恐れがある場合は、直ちに監査に切り替えることがある。</li><li>・監査の結果、改善勧告に至らないが改善を要する事項と認められる場合は、後日結果通知を送付。</li></ul>

行政上の  
措置

- ・「勧告」、「命令」、「指定の取消し等」を実施

○勧告

期限を定めて、基準の遵守について勧告することができる。  
期限内に従わなかった場合は公表できる。

○命令(行政処分)

正当な理由なく、勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めて勧告に係る措置をとるよう命令できる。命令した場合は、公示される。

○指定の一部または全部効力停止、指定取消

指定基準違反等の内容が障害者総合支援法第50条第1項のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は期間を定めて指定の全部又は一部効力を停止することができる。

指定取消し等をした場合は、公示される。

※命令、指定取消し等を行う前に、聴聞又は弁明の機会の付与を行う。

経済上の  
措置

- ・県が命令又は指定の取消し等により、返還金が生じる場合は、関係市町村は、返還金+加算金(返還金の40/100)の返還を命じることがあります。

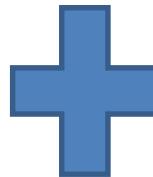
# 指定基準は「最低基準」

(解釈通知第一の1)  
障害福祉サービス事業に係る指定基準の性格

基準は、指定事業者が、法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならない。

# 報酬の考え方

サービスの  
報酬



加算

基本報酬  
基準違反は減算

加算算定要件を  
満たした場合のみ  
算定可能

# 事業者が求められていること

運営に  
当たっては

法令遵守

公平性・透明性

説明責任

サービス提供に  
当たっては

一人ひとりを尊重

日常生活、社会生活を  
総合的に支援

## 指定障害福祉サービス事業者等が…

- 人員基準違反
- 運営基準違反
- 不正請求
- 虚偽報告
- 虚偽答弁
- 指定時の不正
- 命令又は処分違反
- 著しく不正な行為

# 指定障害福祉サービス事業所等の指定取消し等について

## 近年の指定取消し・効力停止の事例(全国)

法人種別	事業種別	処分の種類	不正内容
営利法人	居宅介護、重度訪問介護	指定取消し	サービス提供の実績がないにも関わらず、サービスを行った旨の書類を作成し、不正に給付費を受領した。
社会福祉法人	共同生活援助	指定取消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉・介護職員待遇改善加算額を上回る賃金改善を実施せず、職員に一部不支給であった。(不正請求)。</li> <li>・人員基準を満たしていないにも関わらず、人員欠如減算を適用せず請求した(不正請求)。</li> <li>・虚偽の賃金台帳及び実績報告書並びに虚偽のタイムカード、出勤簿及び業務日誌を提出した(虚偽報告)。</li> </ul>
営利法人	放課後等デイサービス	指定取り消し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援管理責任者の資格要件を満たしていないにも関わらず、実務経験証明書を偽造し届出した。(虚偽報告)</li> <li>・人員基準違反を隠蔽するため、実際には勤務していない児童発達支援管理責任者の出勤簿、業務日報及び個別支援計画書等を改ざんし、不正に報酬を受給した。(不正請求及び不正行為)</li> </ul>

令和元年度 障害者総合支援法及び児童福祉法実地指導等結果

(社会福祉法人)

指導事項	訪問系		通所系		居住系		短期入所		相談支援		児童系		令和元年度 計			
	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	計	
運営管理等	1 契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。	9	6	5	13	7	6	2	2			11	14	34	41	75
	2 運営規程等、県への変更の届出がなかった。	5		15	3	9	2	3	1			9	4	41	10	51
	3 職員の配置等に不備があった。	1		2								2	2	5	2	7
	4 受給者証に必要事項を記載していなかった。				3		1							0	4	4
	5 法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。	1			4		3							1	7	8
	6 防災対策が不十分であった。	3		3				1				2		9	0	9
	7 運営規程の概要等の重要事項を見やすい場所に掲示していなかった。		4		5		5		3			1	0	18	18	
	8 従業者の健康管理がされていなかった。													0	0	0
	9 身分証等に指定事業所名等が記載されていなかった。		1									1	0	2	2	
	10 その他			5	3	2	2	1	1			2	8	8	16	
小計		19	11	30	31	18	19	7	7	0	0	24	24	98	92	190
利用者処遇・支援	1 各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。			6	6	3	5	1	1					10	12	22
	2 サービス提供の記録等が不適切であった。				3		1							0	4	4
	3 苦情の記録又は事故の報告等が不十分であった。			4		6		3				4	0	17	17	
	4 個人情報の取り扱い等が不適切であった。			1				1						0	2	2
	5 預り金の管理等が不十分と認められた。			2		5		2						0	9	9
	6 利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。		3	3	1	3	1	2			1		6	8	14	
	7 身体拘束を行う場合の記録が不十分だった。			3		2		1			3	0	9	9		
	8 工賃の目標水準を利用者に通知していなかった。		2	1								2	1	3		
	9 その他		9	1	4	1	4		2			1	2	20	22	
	小計	0	9	12	27	5	26	2	12	0	0	1	8	20	82	102
請求事務処理等	1 介護給付費等の請求に誤りがあった。													0	0	0
	2 障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。													0	0	0
	3 加算の請求に誤りがあった。			1	1	3						1		5	1	6
	4 会計の区分分けがされていなかった。													0	0	0
	5 その他												0	0	0	0
	小計	0	0	1	1	3	0	0	0	0	0	1	0	5	1	6
合計		19	20	43	59	26	45	9	19	0	0	26	32	123	175	298
総合計		242	282	92	103	56	62	11	20	0	0	130	98	531	565	1096

令和元年度 実地指導等実施事業数一覧

	訪問系	通所系	居住系	短期入所	相談支援	児童系	合計
実地指導等対象数（令和元年4月1日現在）	860	543	253	95	418	451	2,620
実地指導等実施数（社会福祉法人）	13	35	23	14	0	30	115
実地指導等実施数（その他の法人）	140	35	9	3	0	49	236

継続調査中：児童系3件、通所系3件

令和元年度 障害者総合支援法及び児童福祉法実地指導等結果 (その他の法人)

指導事項	訪問系		通所系		居住系		短期入所		相談支援		児童系		令和元年度 計			
	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	文書指導	口頭指導	計	
運営管理等	1 契約書、運営規程、重要事項説明書の不備又は要改正事項等が認められた。	57	36	11	6	6	1	2			31	8	107	51	158	
	2 運営規程等、県への変更の届出がなかった。	63	30	6		5					33		107	30	137	
	3 職員の配置等に不備があった。	6	4	1		2					2		11	4	15	
	4 受給者証に必要事項を記載していなかった。		7										0	7	7	
	5 法定代理受領に関して、本人に通知等がされていなかった。	22	41	3	3	1	1	1			4	6	30	52	82	
	6 防災対策が不十分であった。			2	3		1				2	9	4	13	17	
	7 運営規程の概要等の重要事項を見やすい場所に掲示していなかった。		38	2	4		1				10		2	53	55	
	8 従業者の健康管理がされていなかった。												0	0	0	
	9 身分証等に指定事業所名等が記載されていなかった。		33		2	1							1	35	36	
	10 その他	53	10	4	1	5	3				10	8	72	22	94	
小計		201	199	29	19	20	7	2	1	0	0	82	41	334	267	601
利用者処遇・支援	1 各事業の支援計画の作成等に不備が認められた。	1	15	3	9	1	1				6	16	11	41	52	
	2 サービス提供の記録等が不適切であった。	1	4	1			1					3	2	8	10	
	3 苦情の記録又は事故の報告等が不十分であった。		8		3	1	2				1	3	2	16	18	
	4 個人情報の取り扱い等が不適切であった。	4	7		4	1					3	1	8	12	20	
	5 預り金の管理等が不十分と認められた。						4						0	4	4	
	6 利用者からの徴収金の取り扱い等が不適切であった。	3		2		3					2		10	0	10	
	7 身体拘束を行う場合の記録が不十分だった。					2					1		2	1	3	
	8 工賃の目標水準を利用者に通知していなかった。			8									8	0	8	
	9 その他		29	1	6		2				2	1	3	38	41	
	小計	9	63	15	22	8	10	0	0	0	0	14	25	46	120	166
請求事務処理等	1 介護給付費等の請求に誤りがあった。	5											5	0	5	
	2 障害児通所給付費等の請求に誤りがあった。			1									1	0	1	
	3 加算の請求に誤りがあった。	8		4	3	2					4		18	3	21	
	4 会計の区分分けがされていなかった。												0	0	0	
	5 その他										4		4	0	4	
	小計	13	0	5	3	2	0	0	0	0	0	8	0	28	3	31
合計		223	262	49	44	30	17	2	1	0	0	104	66	408	390	798

# よくある指摘、指導事項

項目	指導内容（具体例）
内容、手続きの説明及び同意	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ サービスの実態等が運営規程、重要事項説明書の記載が一致していない。 (例) <u>職員配置</u>、<u>営業時間</u>、<u>食事代</u>等が実態と異なる。</li><li>◆ 支給決定期間を超えて契約を結んでいる。 (例) 支給決定期間 令和2年6月1日～令和3年5月31日 契約書の契約期間 令和2年8月1日～令和3年7月31日  → 令和3年6月1日～令和3年7月31日の期間は、令和2年8月1日の段階では、必ず支給決定が更新されるか不明のため契約出来ない。</li></ul>

項目	指導内容（具体例）
職員配置等	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 常勤専従で置くべき職員が、他の事業所の職務を兼務していた。 (例) 生活介護、B型の多機能型（定員20名） 生活介護で1名しかいない常勤生活支援員がB型の職務に従事 ⇒ 「生活介護における常勤としての勤務時間 – B型に従事した時間」となり、生活介護における常勤勤務時間数に達しないため人員欠如減算となることがある。</li><li>◆ サービス管理責任者として兼務できる範囲を超えて兼務していた。</li></ul>

項目	指導内容（具体例）
契約支給量の報告	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 受給者証に受給者証記載事項を記載していない。 <u>(例) 事業所名等の記載、事業者印の押印なし</u></li></ul>
介護給付費の額にかかる通知	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 法定代理受領をした際に、利用者側へ通知しない。</li><li>◆ 代理受領後に通知する必要があるが、<u>代理受領前に通知している。</u> <u>(例) 令和2年7月のサービス提供分の請求は8月。この請求分はさらにその翌月（9月）の15日前後に入金される。入金より前の日付で同通知を発行するのは不可。</u></li></ul>

項目	指導内容（具体例）
運営規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 従業者の職種・員数、営業日・営業時間、通常の事業の実施地域など、サービスの実態が運営規程と合っていない。</li> <li>◆ 運営規程を変更しているが、県に届出をしていない（変更後10日以内の届出が必要）。</li> </ul>
勤務体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 従業者の資質向上のための研修の機会を確保していない。</li> </ul>
掲示	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、苦情受付窓口等の重要事項を見やすい場所に掲示していない。</li> </ul>
定員の順守	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 「定員超過減算に該当しなければよい」と考え、利用定員を超えて受け入れていた。</li> </ul> <p>*定員は超えないのが原則。超えてよいのは、虐待や災害発生時等のやむを得ない場合のみ。</p>

項目	指導内容（具体例）
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 非常災害に対する具体的計画が立てられていない（単なるマニュアルでは不可）。</li><li>◆ 避難訓練の実施記録が整備されていない。</li></ul>
変更の届出等	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 事業所の管理者（サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者）、平面図、運営規程、事業所所在地等が変更されているが、<u>10日以内に県に変更届出書を提出していない。</u> ＊サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者を変更する際、体制届の提出をもって、変更手続きとはならないことに留意 ＊事業所レイアウトを変更した場合も届出が必要</li></ul>

項目	指導内容（具体例）
業務管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 事業者が、法令を遵守するための責任者を選任しておらず、行政への届出もしていない。 ＊指定障害福祉サービス事業者（法人）等は、法令等を遵守する体制（業務管理体制）の整備とその届出が必要</li><li>◆ 法人代表者、法令遵守責任者、事業所所在地等が変更されているが、行政に届出ていない。</li></ul>
情報公表制度	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 情報公表対象サービス等情報の報告を行っていない。 ＊情報公表制度は毎年更新が必要</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 管理者が、従業員の職務管理等の管理業務を適切に行っていない。</li></ul>

項目	指導内容（具体例）
個別支援計画の作成	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 個別支援計画が作成されていない、又は作成やモニタリングが遅れている。</li><li>◆ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者以外の者が個別支援計画を作成している。</li><li>◆ 個別支援計画の作成に係る会議の記録がない。</li><li>◆ サービス管理責任者等が個別支援計画作成の全ての手順に関わっていない。</li><li>◆ 個別支援計画に、文書により利用者の同意を得ていない。</li><li>◆ 個別支援計画内の提供サービス内容、アセスメント記録及びモニタリング記録が不十分。</li><li>◆ 全ての支援は、個別支援計画に則って行われるものであるため、利用開始日の時点で個別支援計画が作成されていないのは基準違反。</li><li>◆ 利用開始月内に個別支援計画が作成されていない場合は減算が必要（モニタリングも同様）。</li></ul>

項目	指導内容（具体例）
サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 利用状況を具体的に把握するための記録が作成されていない。</li><li>◆ サービス提供の記録について、利用者や保護者から確認を得ていない。</li></ul>
事故への対応、苦情解決等	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 事故発生後、県、市町村、利用者の家族等に連絡を行っていない。</li><li>◆ 利用者等から受けた苦情内容等を記録していない。</li></ul>

項目	指導内容（具体例）
秘密保持等	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 他指定事業所等への利用者等に関する情報提供を行う際、文書による利用者等への同意を得ていない。</li><li>◆ 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、退職後も保持する旨の規定がない。</li></ul>
利用者負担額に 係る管理	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 利用者等から金銭の支払いを受けた際に領収書を交付していない。</li><li>◆ 利用者等から徴している光熱水費について、実費以上を徴収している。</li><li>◆ 利用者の書面による同意を得ないまま徴収している。</li><li>◆ サービスごとに定められている徴収可能な費用以外の費用を徴収していた。</li><li>◆ 「共益費」、「事務手数料」等曖昧な名目で徴収していた。 → 徴収できる費用であっても、曖昧な名目での徴収は不可。</li></ul>

項目	指導内容（具体例）
身体的拘束の禁止	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 緊急やむを得ない場合以外に、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っている。 (例) やむを得ず身体的拘束を行う場合の3要件(※) 全てを満たしてないのに身体的拘束を行っていた。 ※切迫性、非代替性、一時性</li><li>◆ 身体的拘束を行う場合の記録が不十分である。 (例) 身体的拘束を行った際の記録に、身体的拘束等の態様、時間及び利用者的心身状況の項目が不足していた。 (例) 個別支援計画に身体拘束について記載されていなかった。 ＊身体的拘束を行った際は、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録が必要 ＊身体的拘束を行う場合には、利用者本人や家族への説明と了解が必要</li></ul>

## 項目

## 指導内容（具体例）

介護給付費等  
の請求誤り  
(全事業共通)

- ◆ サービス提供実績記録票(写し)を市町村に提出していない。
  - ◆ 指定基準上必要な人員が配置されていない、配置の要件を満たしていないのに減算していなかった。  
(例)サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の人数が足りない、又は認められない兼務をしている。  
→人員欠如減算(全利用者分)となるため多額の返還が生じるケースが多い。
- \*児童系の事業所は、営業時間を通じて人員基準を遵守する必要がある(児童がいる時間だけの配置では不可)
- ◆ 個別支援計画未作成期間について、介護給付費等を減算していなかった。  
(例)個別支援計画がない利用者各々について減算が必要。モニタリングをしていない(又は遅れた)期間についても同様。
- \*支援記録がない状態での請求は不正請求(サービス提供実績記録票のみに基づく請求は不可)

## ●苦情解決の仕組みの指針

- ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について(平成12年障第452号ほか 厚生省通知)

## ●リスクマネジメントの取り組み指針

- ・福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針～利用者の笑顔と満足を求めて～」について(平成14年4月22日 厚生省HP)

項目	指導内容（具体例）
介護給付費等の 請求誤り	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 1日の利用者の数が利用定員に100分の150を乗じて得た数を超えていたが減算していなかった。</li></ul>
介護給付費等の 請求誤り (居宅介護)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 同一の建物に居住する利用者にサービス提供をしていたが、減算していなかった。</li></ul>
医師未配置減算 (生活介護)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 人員配置として医師(嘱託医で可)が必要。</li><li>◆ 医師未配置の場合、看護師等による対応が可能であれば医師を配置しない取扱いとすることができる。その場合、全利用者について12単位減算となる。</li></ul>

項目	指導内容（具体例）
福祉専門職員配置等加算	<p>◆人事異動により有資格者の割合が加算要件を満たなくなつたが請求していた。</p> <p>◆ 常勤職員として、カウントできない職員をカウントしていた。</p> <p>*この加算の「常勤」の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・非常勤雇用であっても、常勤が勤務すべき時間数に達している従業者は全て常勤として扱う。</li><li>・複数事業所を兼務する常勤職員は、常勤として勤務すべき時間数の2分の1以上勤務する事業所においてのみ常勤としてカウントする。</li></ul> <p>*事業ごとに、常勤としてカウントする職種が異なるので注意が必要。</p> <p>*管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者はカウントしない。</p>

項目	指導内容（具体例）
処遇改善加算	<ul style="list-style-type: none"><li>◆全従業者へ処遇改善計画を周知していなかった。</li><li>*最低賃金を支払った上で、この加算分は全て職員の給与改善に充てる必要がある。</li></ul>
特定事業所加算 (居宅系)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆職員の健康診断の結果を把握していなかった。</li><li>◆概ね月1回会議を開催していなかった、またはその会議の記録がなかった。</li></ul> <p>*この加算は算定要件が多く、<u>返還が生じる場合は多額になりやすい</u>ので特に注意が必要</p>
初回加算 (居宅系)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆サービス提供責任者が訪問していない（記録が残っていない）のに算定していた。</li><li>◆初回訪問の翌月以降に算定していた。</li></ul>

項目	指導内容（具体例）
欠席時対応加算 (通所系)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 利用者の状況、相談援助の内容等の<u>記録がない</u>。</li><li>◆ 前々日より前に連絡を受けていたが、算定していた。 *<u>ただ欠席の連絡を受けただけでは算定できない！</u></li></ul>
常勤看護職員等 配置加算 (生活介護)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 1名しかいない常勤看護師が複数事業所を兼務し、常勤換算1を満たしていないにも関わらず請求していた。</li><li>◆ 看護師の勤務実態が確認出来ない（記録していない）にも関わらず算定していた。</li></ul>

項目	指導内容（具体例）
施設外就労加算 (就労系)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆個別支援計画に施設外就労を位置付けていなかった。</li><li>◆月に2回、施設外就労に関する振り返りを行ったことが確認できなかった（記録を残していないかった）。</li><li>◆施設外就労に関する企業との契約書がなかった。</li><li>◆事業所として届け出た場所で行った作業で同加算を算定していた。</li></ul>

項目	指導内容（具体例）
夜間支援等体制 加算（Ⅰ）、（Ⅱ） (共同生活援助)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 夜間及び深夜の職員配置が確認出来なかった。 (特に22時～5時までの時間帯)</li><li>◆ 必要な巡回をしていなかった。</li></ul> <p>*この加算の算定要件は、<u>報酬告示</u>、<u>留意事項通知</u>等きちんと確認を！</p>
夜間支援等体制 加算（Ⅲ） (共同生活援助)	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 常時の連絡体制として指定障害者支援施設の夜勤職員を確保していた。</li></ul>

項目	指導内容（具体例）
児童指導員等加配加算	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 加配分の職員配置が不十分な状態で算定していた。</li><li>◆ 営業時間を通じて人員基準を満たしておらず、算定出来ない状況で請求していた。</li></ul>

利用者と県民の期待を裏切ることのないよう

## 利用者預り金の管理体制の確立について



利用者からの預り金について、厳正な事務管理を徹底するため、内部牽制体制（複数職員におけるチェック体制、通帳と印鑑の別管理等）を確立すること

利用者の  
金品

預貯金証書

印鑑等

福祉サービスを提供するうえで必要最小限、やむを得ず預かる場合は、

内部規程を整備すること

内部牽制体制  
を確立すること

職員の事務と権限を  
規程に明記すること

# 関係根拠法令

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)(平成17年11月7日法律第123号)
- 児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)

## ●県条例

- ・障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1月11日条例第11号)
- ・障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1月11日条例第13号)
- ・指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年1月11日条例第9号)
- ・指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年1月11日条例第10号)
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1月11日条例第5号)
- ・指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年1月11日条例第7号)
- ・指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年1月11日条例第8号)

## ●解釈通知

- ・障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号)
- ・障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号)
- ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)

## ●報酬告示

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)

## ●留意事項通知

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)



# 事業所運営における 各種届出について

# 届出の種類

## ★大人のサービス

- (1) 変更届出書(第3号様式)
- (2) 廃止・休止・再開届出書(第4号様式)
- (3) 介護給付費等算定に係る体制等に関する  
届出書(通称: 体制届)
- (4) 指定変更申請書(第2号様式)

## ★子どものサービス

- (1) 変更届出書(第2号様式)
- (2) 廃止・休止・再開届出書(第3号様式)
- (3) 障害児(通所・入所)給付算定に係る体制等  
に関する届出書(通称: 体制届)
- (4) 指定変更申請書

はじめに

届出のルール・様式は

「障害福祉情報サービス  
かながわ(通称「らくらく」)」

で確認して下さい。

【届出のルールを確認できる冊子】

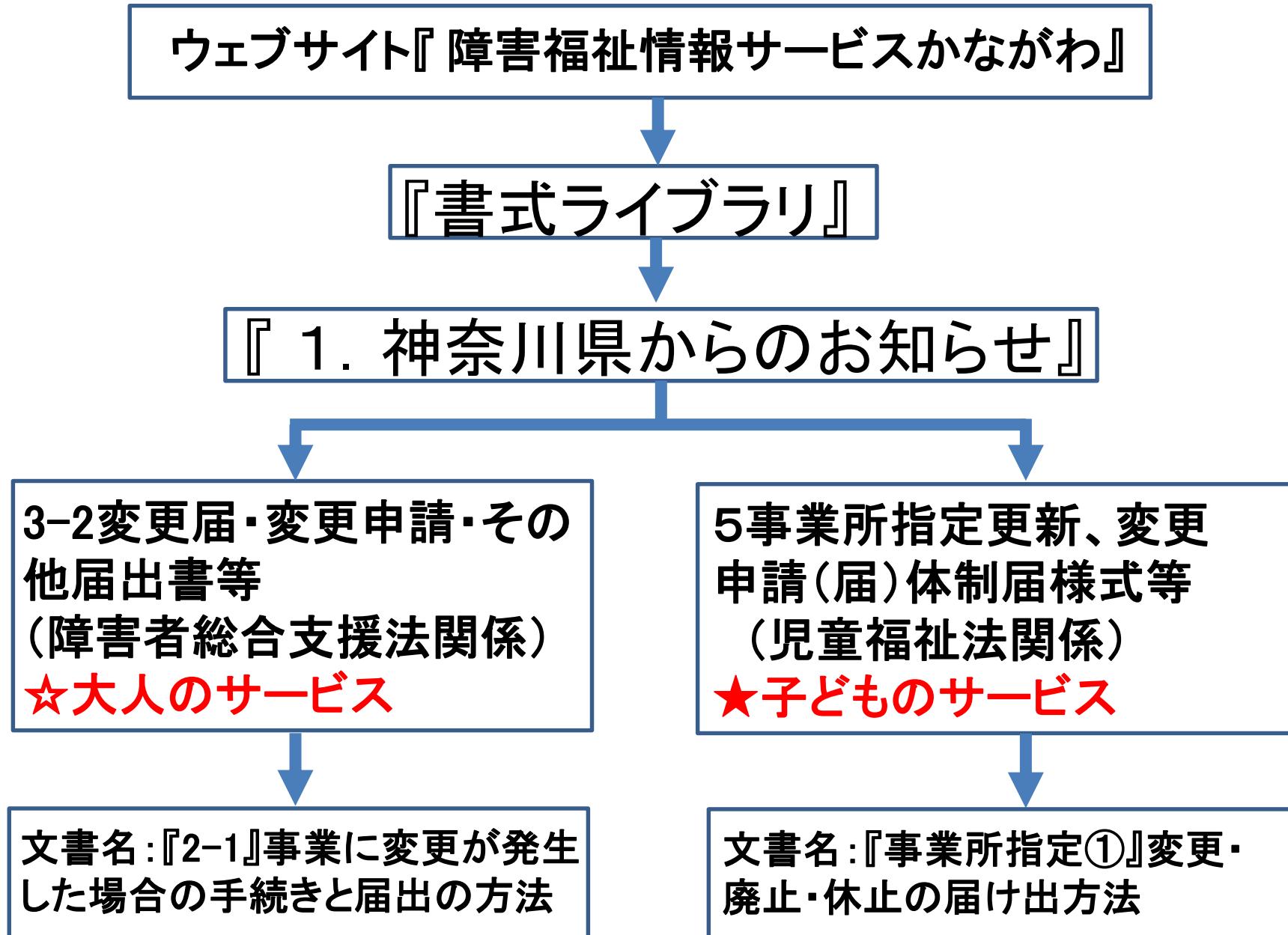
★大人のサービス

『2-1 事業に変更が発生した場合の手続きと届出の方法』

★子どものサービス

『【事業所指定①】変更・廃止・休止の届け出方法』

# 届け出のルールが記載された冊子の掲載場所



# (1) 変更届出書

## ～変更届出書のルール～ (大人・子どものサービス共通)

- ・名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき ⇒ 10日以内

※ 届出期日は変更後でも良いこととされていますが、基準に関する内容の変更については、事前に必ずご相談ください。

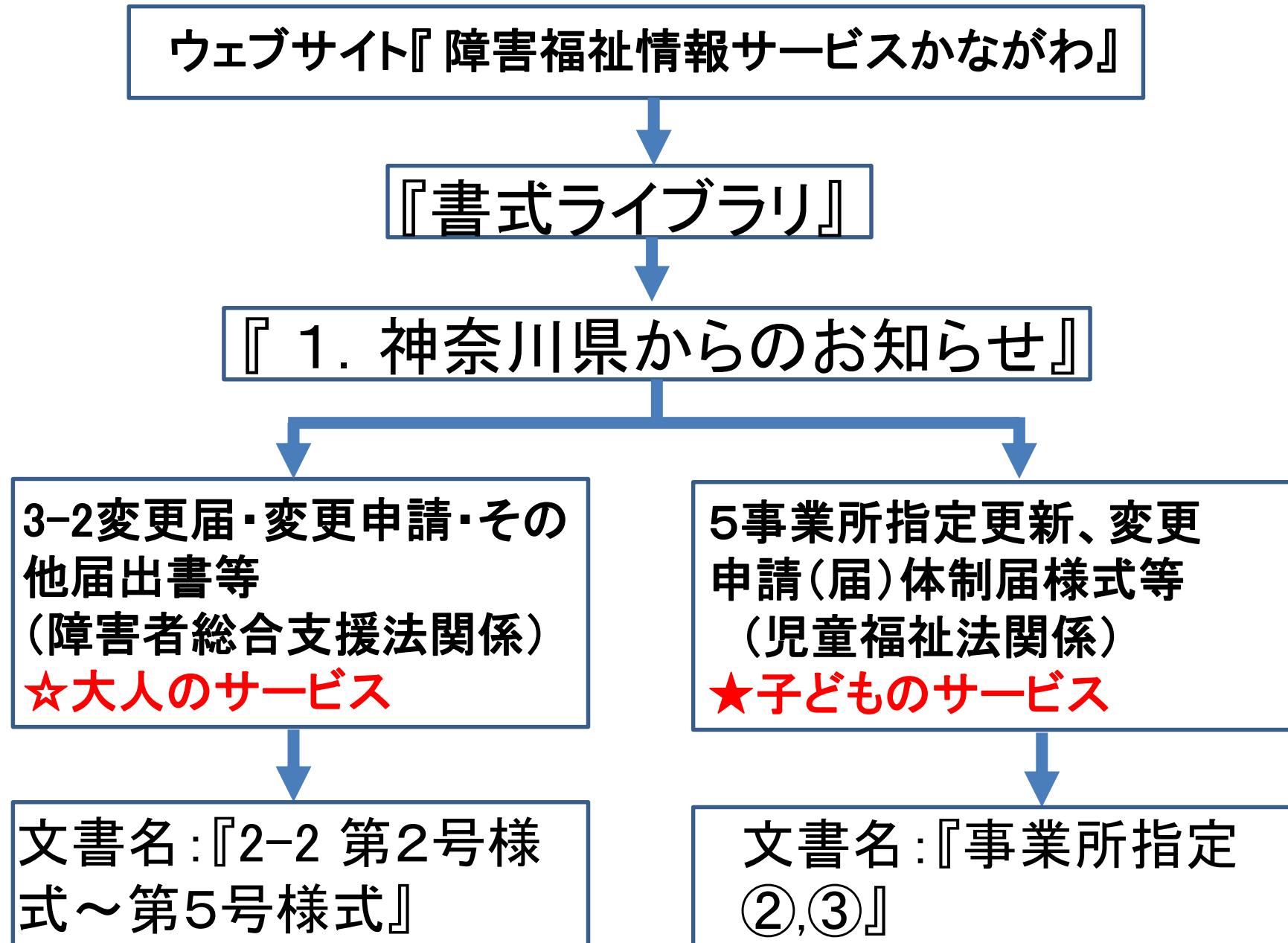
(例:①サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の変更  
②事業所の所在地の変更)

根拠:障害者総合支援法第46条、  
児童福祉法第21条の5の19

# ～変更届出書を出すまでの流れ～

- ①変更を行う内容が、どの変更事項に当てはまるのか確認する。
- ②変更事項が分かったら、必要な添付書類と備考を確認する。

# 変更届出書の掲載場所



# ～変更届出書を出すまでの流れ～

## 【添付書類の掲載場所】

### ☆大人のサービス

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒2 事業所新規指定申請様式等(障害者総合支援法関係)⇒文書名:『2-3各種添付資料様式』

### ★子どものサービス

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒4 事業所新規指定申請様式等(児童福祉法関係)⇒【指定申請様式②】事業所指定に係る添付書類、【指定申請様式③】事業所指定に係る添付書類記載例

書式ライブラリ⇒ 1 神奈川県からのお知らせ⇒ 5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等(児童福祉法関係)⇒【事業所指定③】管理者・児童発達支援管理責任者の変更時添付様式(記載例付)

## ※添付書類の付表とは？

次の掲載場所から新規指定申請様式のダウンロードを行ってください。プルダウンで申請する事業所(施設)の種類、申請者の法人の種類、申請する事業の種類を記入すると付表のシートが出ます。

### **☆大人のサービス**

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒ 2 事業所新規指定申請様式等(障害者総合支援法関係)⇒  
文書名:『3-1 指定障害福祉サービス事業者等指定申請書様式(EXCEL2007/2010版)』

### **★子どものサービス**

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒ 4 事業所新規指定申請様式等(児童福祉法関係)⇒【指定申請様式①】障害児施設申請様式V085.1

## ～変更届出書を出すまでの流れ～

- ③変更届を作成し、必要な添付書類を準備して提出する。
- ④提出前にもう一度、提出書類の不足や、様式の記載漏れがないか等確認をする。

※様式違いや添付書類の不備、記載漏れが非常に多くなっています。

# ～変更届出書を出すまでの流れ～

## 【よくある不備・記載漏れ】

- ①申請先、申請年月日が記載されていない。
- ②法人代表者印が押印されていない、もしくは個人印や事業所印、銀行印が押印されている。
- ③変更があった事項に○印がない。
- ④変更前と変更後の内容が記載されていない。もしくは変更後の欄に別添参照と記載しているが、別添書類があるだけで、どこをどのように変更したのかわからない。
- ⑤変更年月日が記載されていない。
- ⑥サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の変更に必要なサービス管理責任者補足研修の修了証の写しがない。(児童:基準上必要な職員の資格証明書の写し、実務経験証明書がない。)
- ⑦変更届で提出すべき内容(管理者、サビ管・児発、運営規程の変更(営業時間等含む))を体制届で届け出る。

⇒届出として受理する以前の内容です。

# ～変更届出書を出すまでの流れ～

【サビ管・児発管のやむを得ない事由による変更について】

- ・やむを得ない事由の変更をする場合には、事前に連絡・相談をして下さい。
- ・連絡・相談等なく届出した結果、やむを得ない事由として判断できず、人員欠如減算に至っているケースがあります。

## (2) 廃止・休止・再開届出書

# ～廃止・休止届出書のルール～ (大人・子どものサービス共通)

ポイント

- ・事業を廃止、休止するとき ⇒ 1ヶ月前

廃止・休止届出書の1ヶ月前ルールに気を付けてください！！

例 平成30年3月31日に廃止したい場合

廃止届出書を平成30年2月28日に郵送し、3月1日障害サービス課着  
⇒ 3月31日付け廃止×

廃止届出書を平成30年2月26日に郵送し、2月28日障害サービス課  
着 ⇒ 3月31日付け廃止○  
※休止の場合も同様のルールとなります。

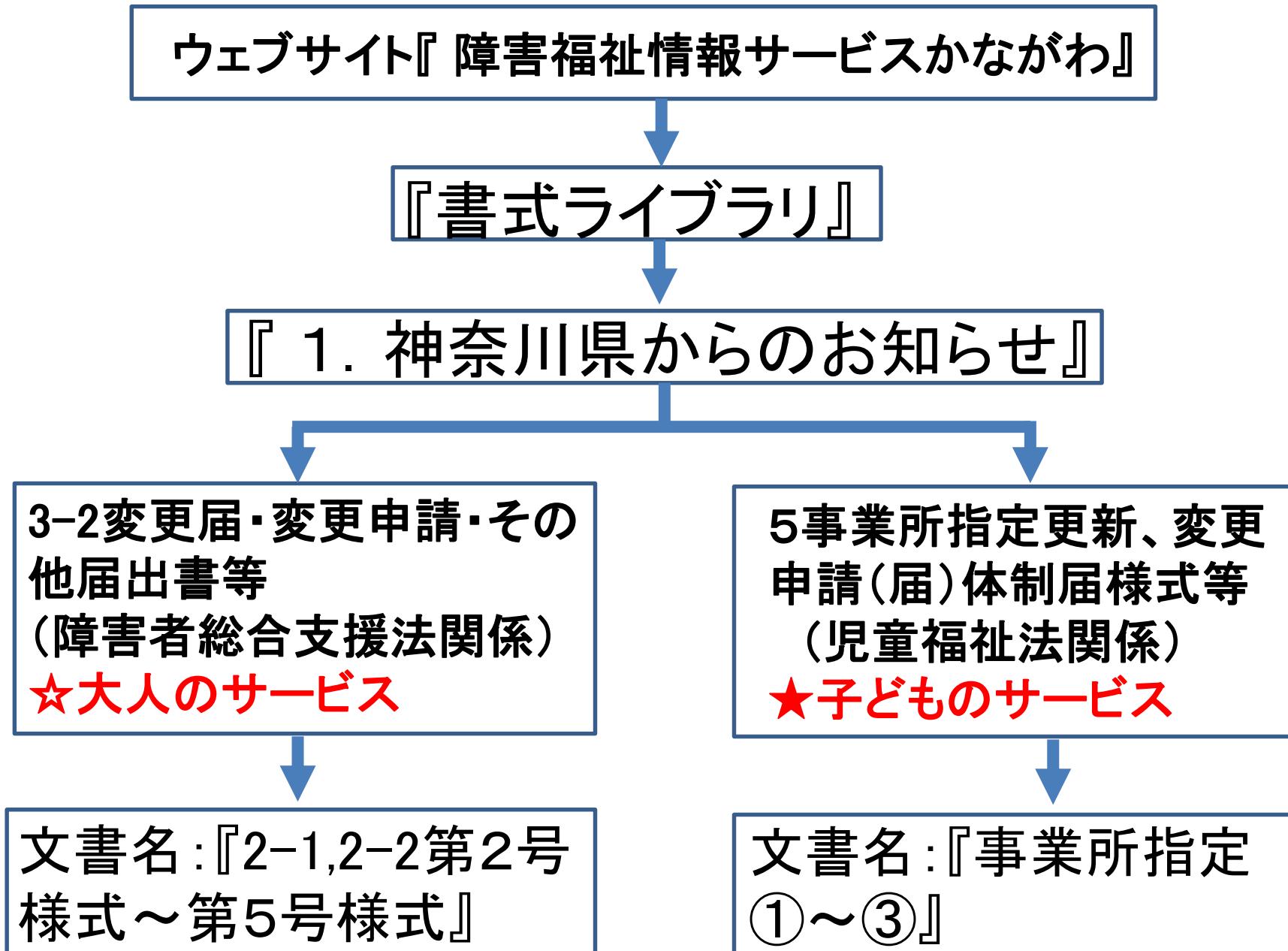
根拠：障害者総合支援法第46条、児童福祉法第21条の5の19

## ～再開届出書のルール～ (大人・子どものサービス共通)

- ・休止した事業を再開したとき ⇒ 10日以内

根拠：障害者総合支援法第46条、  
児童福祉法第21条の5の19

# 廃止・休止・再開届出書の掲載場所



# ～廃止・休止・再開届出書～

## 廃止・休止の届出に際して大切なこと

「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」

(障害者総合支援法第43条第4項)

したがって廃止及び休止をしようとする事業所は、届出を提出する際には届出と併せて、

- ①当該事業所を現に利用している利用者のリスト  
(氏名、希望サービス、異動先サービスを記載したもの)
- ②利用者の希望や意向等を聴取した個々の面談等の記録

上記2点の資料の提出が必要です。

# ～廃止・休止・再開届出書～

## 【各届出の留意事項】

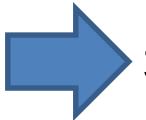
廃止届出書 ⇒ 事業所の廃止日以降、指定書(原紙)を返納してください(郵送可)。

休止届出書 ⇒ 休止期間は最長6ヶ月としてください。再開できる見込みがない場合、廃止もしくは休止の延長の届出が必要になります。

再開届出書 ⇒ 当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。

### (3) 体制届

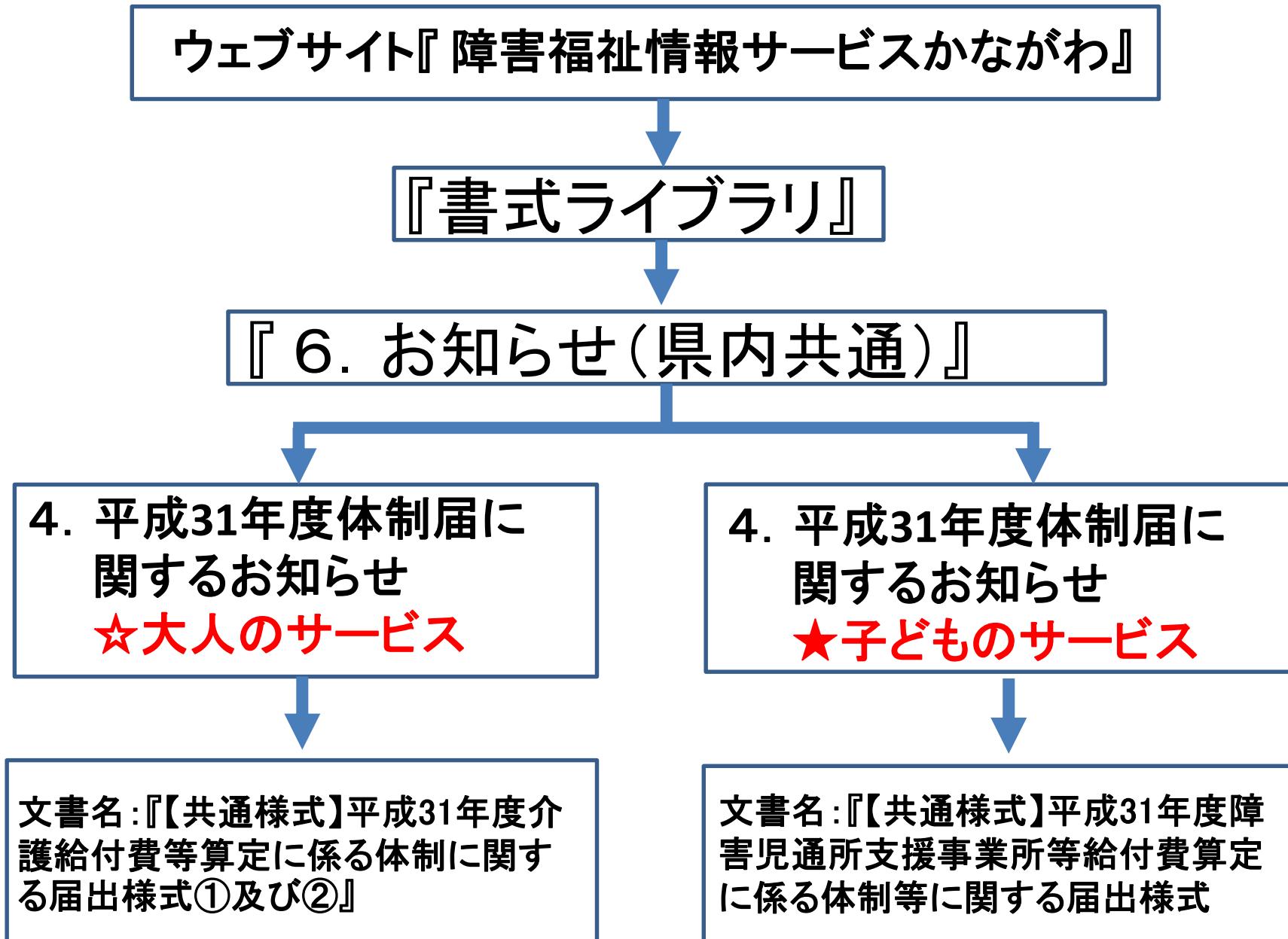
## ～体制届のルール～ (大人・子どものサービス共通)

- 減額になる場合  
⇒ 判明・決定後速やかに  過誤再請求による負担の軽減のため
- 増額になる場合  
⇒ 当該加算等を算定する前月の15日まで

ただし、処遇改善加算は2ヶ月前の末日まで。

根拠：報酬留意事項通知

# 体制届出書の掲載場所



## ～報酬算定・請求上の留意点～

- 届出書類が提出されても、基準に合致することが明らかでない場合は、加算を算定できません。  
⇒提出前に次の2点をよく確認してください。
  - ①報酬告示、留意事項通知（※事業者ハンドブック報酬編（オレンジ色の方）で加算の要件を確認できます。）
  - ②添付書類等（※加算によって資格証の写しや実務経験等添付書類が必要なものがあります。）

※サービスの提供記録や勤務記録等が整備・保管されていなければ、基準に合致することが確認できない分の報酬は返金することになります。  
⇒ 記録は基準に従って保管

# ～報酬算定・請求上の留意点～

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について①】

## ①報酬告示

### <大人のサービス>

・平成30年厚生労働省告示第82号

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」

### <子どものサービス>

・平成30年厚生労働省告示第99号

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」

# ～報酬算定・請求上の留意点～

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について②】

## ②留意事項通知

### <大人のサービス>

- ・障発0330第4号平成30年3月30日

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

### <子どものサービス>

- ・ 障発0330第5号平成30年3月30日

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

# 報酬算定・請求上の留意点

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について③】

## ③その他

<大人・子ども共通>

- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する  
Q & A(VOL1～3)

※掲載場所

障害福祉情報サービスかながわ

→書式ライブラリ

→6. お知らせ(県内共通)

→7. 厚生労働省告示・通知・事務連絡等

[https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L\\_Result2.asp?category=110&topid=15](https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=110&topid=15)

# ～体制届のルールについて～

## 【よくある不備・記載漏れ】

- ①申請先、申請年月日が記載されていない。
- ②法人代表者印が押印されていない、もしくは個人印や事業所印、銀行印が押印されている。
- ③変更前及び変更後の内容が記載されていない。もしくは、変更前、変更後の内容を見ても何を目的とした届出かわからない。
- ④変更年月日が記載されていない。加算をとるための届出にもかかわらず、申請期日のルールを無視した変更日を記載している。
- ⑤体制届に基づく請求をしていない。(体制届を提出していないにもかかわらず、請求している。)
- ⑥サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の変更に必要なサービス管理責任者補足研修の修了証の写しがない。(児童:基準上必要な職員の資格証明書の写し、実務経験証明書がない。)
- ⑦変更届で提出すべき内容(管理者、サビ管・児発、運営規程の変更(営業時間等含む))を体制届で届け出る。

⇒どれも届出として受理する以前の内容です。

## (4) 変更申請書

# ～指定変更申請書のルール～

## 【対象のサービス】

障害者⇒生活介護、就労継続支援A・B型、指定障害者支援施設

障害児⇒児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

## 【指定変更申請が必要な場合】

障害者⇒①生活介護、就労継続支援A・B型事業所が利用定員を  
増加させる場合

②施設障害福祉サービスの種類を変更する場合

障害児⇒児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設  
の利用定員を増加させる場合

## 【指定変更申請の手続き】

⇒変更の前月15日までに県に申請が必要。

## 【必要な書類】

①指定変更申請書(第2号様式)

②各種添付書類一式

# 指定変更申請書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届・変更申請・その他届出書等  
(障害者総合支援法関係)  
★大人のサービス

5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等  
(児童福祉法関係)  
★子どものサービス

文書名:『2-1,2-2第2号  
様式～第5号様式』

文書名:『事業所指定  
①、④』

## ～届出の送付及び問合せ先～

### 【障害福祉サービス・障害児通所支援(児童発達支援センターを除く)】

- 〒231-8588 横浜市中区日本大通り1  
福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課**事業支援グループ**  
**電話:045-210-4732(もしくは4717)**

### 【児童発達支援センター・障害児入所施設】

- 〒231-8588 横浜市中区日本大通り1  
福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課**福祉施設グループ**  
**電話:045-285-0738**



# 福祉介護職員等特定待遇改善加算について

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部  
障害サービス課

# 1 福祉・介護職員等特定待遇改善加算の概要

2019年度の障害福祉サービス等報酬改定において、

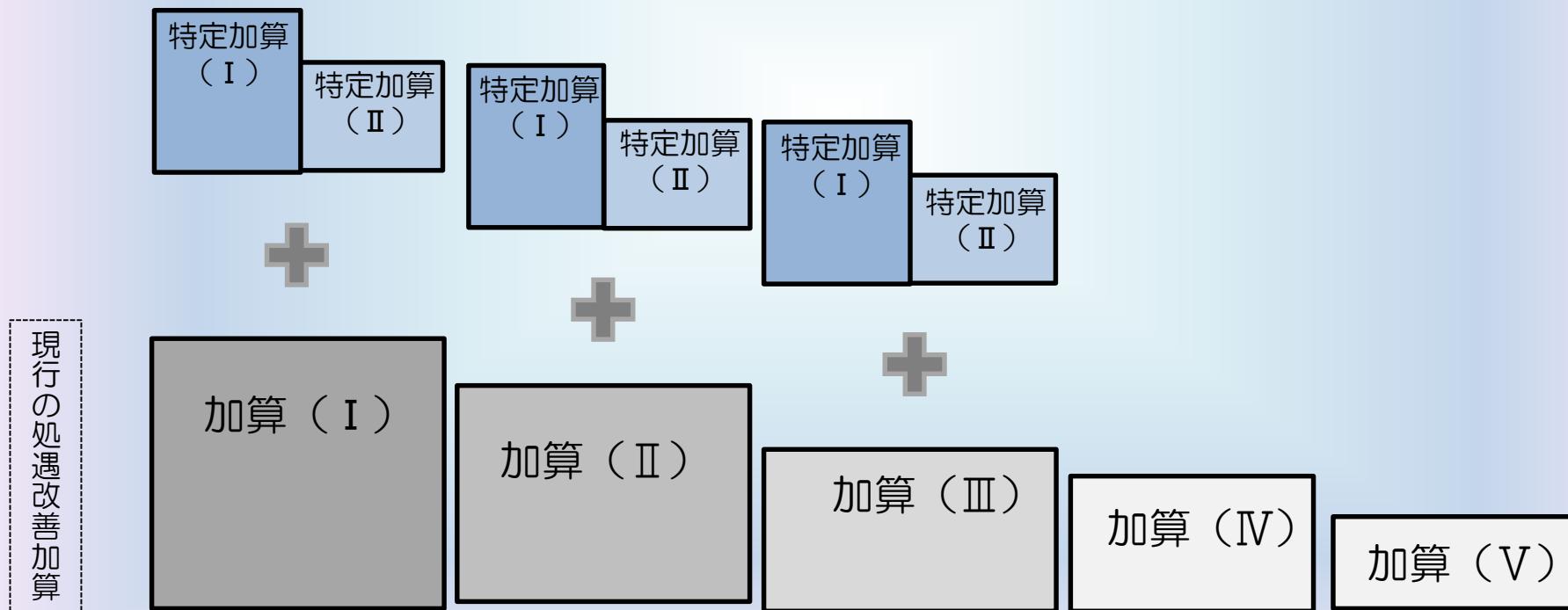
「福祉・介護職員等特定待遇改善加算」

が創設されました。

以下、この「特定加算」について説明します。

# 1 福祉・介護職員等特定待遇改善加算の概要

「特定加算」は、現行の待遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)を取得している事業所についてさらなる待遇の向上を目指し、上乗せで算定できるものです。



# 1 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の概要

加算率はサービスごとに以下の通りです。

	特定加算(Ⅰ)	特定加算(Ⅱ)
居宅介護	7. 4%	5. 8%
重度訪問介護	4. 5%	3. 6%
同行援護	14. 8%	11. 5%
行動援護	6. 9%	5. 7%
療養介護	2. 5%	2. 3%
生活介護	1. 4%	1. 3%
重度障害者等包括支援	1. 5%	
施設入所支援	1. 9%	
自立訓練(機能訓練)	5. 0%	4. 5%
自立訓練(生活訓練)	3. 9%	3. 4%
就労移行支援	2. 0%	1. 7%
就労継続支援A型	0. 4%	0. 4%
就労継続支援B型	2. 0%	1. 7%

※就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援(移行)、地域相談支援(定着) は特定処遇改善加算の対象外です。

	特定加算(Ⅰ)	特定加算(Ⅱ)
共同生活援助(指定共同生活援助)	1. 8%	1. 5%
共同生活援助(日中サービス支援型)	1. 8%	1. 5%
共同生活援助(外部サービス利用型)	2. 0%	
児童発達支援	2. 5%	2. 2%
医療型児童発達支援	9. 2%	8. 2%
放課後等デイサービス	0. 7%	0. 5%
居宅訪問型児童発達支援	5. 1%	
保育所等訪問支援	5. 1%	
福祉型障害児入所施設	5. 5%	5. 0%
医療型障害児入所施設	3. 0%	2. 7%

※短期入所（併設型・空床利用型）については本体施設の加算率を適用することとし、短期入所（単独型）については生活介護の加算率（1.4%）を適用する。

※障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

## 2 算定のための要件

- ① 配置等要件 … 福祉専門職員配置等加算を算定していること  
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護にあっては特定事業所加算)
- ② 現行加算要件 … 現行の処遇改善加算の（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）のいずれかを算定していること
- ③ 職場環境要件 … 実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）及び処遇改善に要した費用について全ての職員に周知していること
- ④ 見える化要件 … 特定加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等により  
(令和2年度から) 公表していること

①～④の全ての要件を満たす場合 → 特定加算（Ⅰ）が取得可能

②～④の要件を満たす場合 → 特定加算（Ⅱ）が取得可能

※ 重度障害者等包括支援、施設入所支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については  
配置等要件がないため、特定加算の区分は1つです。（計画書では「区分なし」を選択してください。）  
4 79

## 2 算定のための要件

前のスライドの「③の職場環境要件」について、  
特定加算を算定するためには・・・

- 次のスライドの表中、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに1つ以上の取組みを実施する必要があります。
- ただし、これまでの福祉・介護職員処遇改善加算を算定するために実施してきた取組みだけでこの要件を満たす場合に、新たな取り組みを行うことは求められていません。

## 2 算定のための要件（職場環境等要件）

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む。）</li><li>研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li><li>小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築</li><li>キャリアパス要件に該当する事項（キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。）</li><li>その他</li></ul>
職場環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"><li>新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等の導入</li><li>雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実<ul style="list-style-type: none"><li>ICT活用（支援内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む。）による福祉・介護職員の事務負担の軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化</li><li>福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入</li><li>子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備</li><li>ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善</li><li>事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化</li><li>健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備</li><li>その他</li></ul></li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>障害福祉サービス等情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化</li><li>中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）</li><li>障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフトの配慮</li><li>地域の児童・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上</li><li>非正規職員から正規職員への転換</li><li>職員の増員による業務負担の軽減</li><li>その他</li></ul>

# 3 事業所における配分方法

前提として、事業所の全従業者を次のグループ①から③に分けてください。

## Group 1【経験・技能のある障害福祉人材】

勤続年数10年以上的

- ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持つ福祉・介護職員（※）
- ・心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ責

## Group 2【他の障害福祉人材】

勤続年数10年末満の

- ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持つ福祉・介護職員
- ・心理指導担当職員、サビ管、児発管、サ責

(勤続年数に関わらず)

- ・介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士の資格を持たない福祉・介護職員

## Group 3【その他の職種】

- ・Group 1・2に属さないすべての職種（管理者、医療職、運転手、事務職員など）

※ 福祉・介護職員とは、以下の職種を指します。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、指導員、保育士、障害福祉サービス経験者、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員

### 3 事業所における配分方法

グループ分けについて、以下の点に留意してください。

#### (1) 「勤続10年」の考え方について

以下のような形で、各事業所の裁量により柔軟に設定することが可能です。

- ・ 勤続年数を計算するにあたり、同一法人のみではなく、他法人や医療機関での経験等も通算する
- ・ すでに事業所内で設けられている能力評価や等級システムを活用するなど、10年以上の勤続年数を有しない者であっても業務や技能等により対象とする

#### (2) Group 1が設定できない場合

介護福祉士等がない場合や、比較的新たに開設した事業所で、職員間における経験・技能に明らかな差がない場合は、Group 1を設定しないことも可能です。この場合、「経験・技能のある障害福祉人材」のグループを設定しない理由について計画書・報告書に記載する必要があります。

### 3 事業所における配分方法

グループそれぞれの賃金改善額について、以下の条件が求められます。

条件a Group 1のうち1人以上について  
「賃金改善見込額が月額平均8万円以上」

又は

「改善後の賃金年額が440万円以上」であること

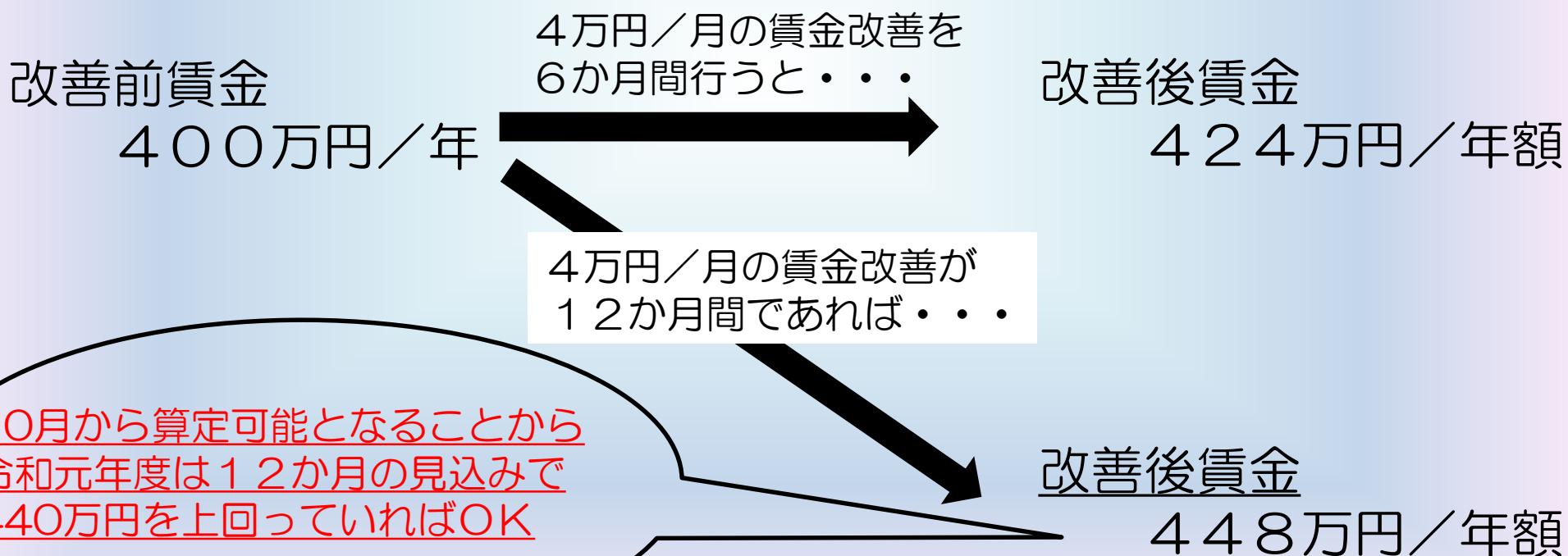
- ※ 特定加算による賃金改善分で月額8万円以上が必要です。
- ※ 月額8万円の処遇改善については、法定福利費等の増加分も含み判断します。
- ※ 改善後の賃金年額440万円については、社会保険料等の事業主負担その他の法定福利費等は含まずに判断します。
- ※ 令和元年度については、12か月間特定加算を算定していれば年額440万円以上となることが見込まれる場合でも要件を満たすものとして扱うことができます。 84

### 3 事業所における配分方法

前のスライドの最後の注

※ 令和元年度については、12か月間特定加算を算定していれば年収440万円以上となることが見込まれる場合でも要件を満たすものとして扱うことができます。

について具体的には・・・



### 3 事業所における配分方法

条件b Group 1の平均賃金改善額が、  
Group 2の平均賃金改善額の2倍以上であること

※各グループの対象人数は、原則として常勤換算方法によります。

### 3 事業所における配分方法（配分例）

Group 1



#### 勤続11年のサビ管 (1. 0人)

改善前賃金	378万円／年
改善後賃金	450万円／年
平均改善月額	6万円／月



#### 勤続10年の生活支援員 (0. 8人)

改善前賃金	254万円／年
改善後賃金	350万円／年
平均改善月額	8万円／月

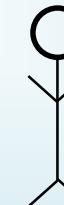
$$\text{平均賃金改善額} \\ ((450+350) - (378+254)) / 1.8\text{人} = 93.3\text{万円}$$

Group 2



#### 勤続4年の生活支援員 (1. 0人)

改善前賃金	380万円／年
改善後賃金	420万円／年



#### 勤続1年の生活支援員 (0. 5人)

改善前賃金	190万円／年
改善後賃金	200万円／年

$$\text{平均賃金改善額} \\ ((420+200) - (380+190)) / 1.5\text{人} = 33.3\text{万円}$$

Group1の平均改善額がGroup2の2倍以上！

### 3 事業所における配分方法

条件c Group 2の平均賃金改善額が、  
Group 3の平均賃金改善額の2倍以上であること

※Group 3の平均賃金額がGroup 2の平均賃金額を上回らない場合は  
その限りではありません。

※Group 3については、常勤換算方法のほか、実人数による算出も可能です。

※平均改善額の計算にあたり、母集団に含める職員の範囲には、賃金改善を行う職員  
に加え、賃金改善を行わない職員についても含めることとされています。

### 3 事業所における配分方法

条件d Group 3の賃金改善後の賃金見込み額が年額440万円を上回らないこと

※賃金改善前の賃金が既に440万円を上回る場合は、当該職員は特定加算による賃金改善の対象とはなりません。

※440万円の基準について、Group 3の非常勤職員の給与を計算する際には常勤換算で計算し、賃金額を判断します。

### 3 事業所における配分方法（配分例）

Group 2



勤続4年の生活支援員（1.0人）

改善前賃金  
改善後賃金

380万円／年  
420万円／年



勤続1年の生活支援員（0.5人）

改善前賃金  
改善後賃金

190万円／年  
200万円／年

改善後の平均賃金額

$$(420 + 200) / 1.5 \text{人} = 413.3 \text{万円}$$

Group 3



勤続4年の看護師（1.0人）

改善前賃金 450万円／年



年額440万円を超えて  
いるので、改善対象に  
はできません。  
(ただし、平均時の母  
数には算入します。)



勤続5年の管理者（1.0人）

改善前賃金 380万円／年  
改善後賃金 440万円／年



勤続7年の運転手（0.6人）

改善前賃金 105万円／年  
改善後賃金 130万円／年



勤続5年の事務員（0.8人）

改善前賃金 255万円／年  
改善後賃金 280万円／年

改善後の平均賃金額

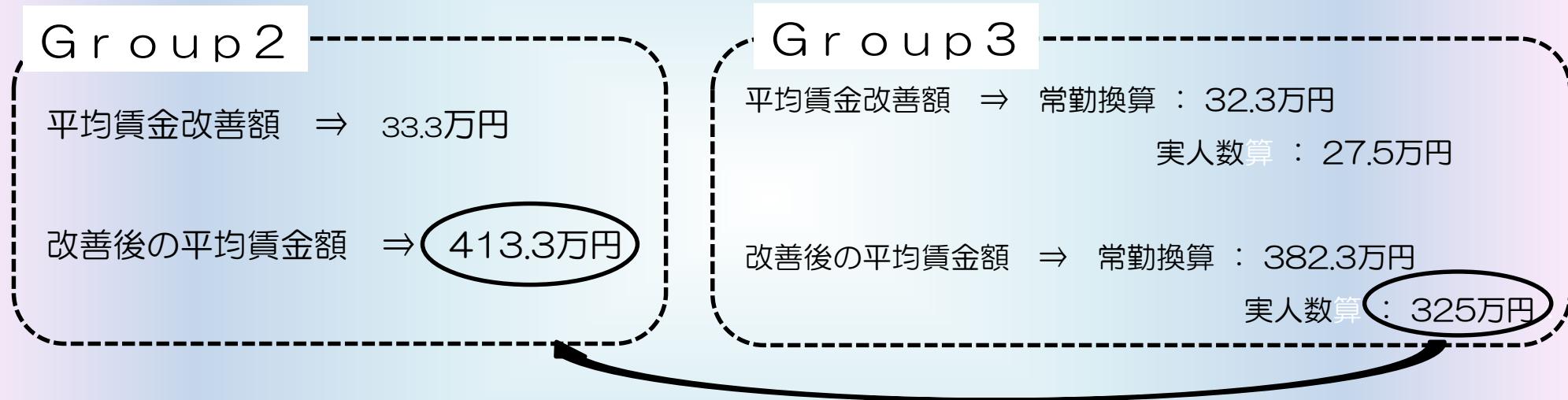
常勤換算  $(450 + 440 + 130 + 280) / 3.4 \text{人} = 382.3 \text{万円}$

実人数算  $(450 + 440 + 130 + 280) / 4.0 \text{人} = 325 \text{万円}$

Group 2の平均賃金がGroup 3を上回っているので条件cクリア

### 3 事業所における配分方法（条件c・dの注意事項）

前のスライドの例でGroup 2とGroup 3を比較すると



Group 2の平均賃金改善額がGroup 3の2倍以上ではありませんが、Group 3の平均賃金額がGroup 2の平均賃金額を上回っていないので条件cをクリアすることになります。

# 4 グループ分けの変更特例

その職員の経験や技能等から、通常の職員分類では適正な評価ができない職員がいる場合に、以下の通りグループ分けの変更を行うことができます。

Group 1



特例 a

Group 2に分類される職員のうち、研修等で専門的な技術を身に付けた勤続10年以上の職員は、Group 1に変更することができます。

Group 2



特例 b

Group 3に分類される職員のうち、サービス種別ごとに必要となる専門的な技能によりサービスの質の向上に貢献している職員は、Group 2に変更することができます。  
(賃金改善前の賃金が年額440万円を上回る職員は変更できません。)

Group 3

詳しい要件は次のスライド以降の表を参照

## 4 グループ分けの変更特例

Group 2からGroup 1に変更できる職員の例

強度行動障害支援者養成研修修了者

手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者

点字技能士、点字指導員、点字通訳者

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者

失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者

サービス管理責任者研修修了者

児童発達支援管理責任者研修修了者

サービス提供責任者研修修了者

たんの吸引等の実施のための研修修了者

職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者

など

## 5 複数事業所を有する事業者の特例

複数の事業所を有する場合で、事業所ごとの届出が適当ではない場合、法人単位で届け出ることが可能です。

また、同一の就業規則で運営されている場合、地域ごと、サービスごとに届け出ることも可能です。

(特定加算の区分が（I）・（II）と異なる場合であっても一括申請が可能)

法人単位で届け出る場合・・・

- 対象事業所の全従業者をGroup 1からGroup 3に分類してください。
- 条件aを満たす従業者の数は、事業所数に応じて必要です。  
(Group 1を設定できない事業所が含まれる場合は、除くことが可能です。)



# サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者の 研修体系の見直し等について

# I サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の研修体系が大幅に変更

平成30年度までのサビ管等の研修制度（1回限りの研修・研修後の質の担保が困難）

サビ管・児発管  
実務要件  
相談支援業務 5年  
直接支援業務 10年

【補足研修受講】  
相談支援従事者  
初任者研修の  
講義部分を受講  
(11.5h)

【分野別研修受講】  
サビ管研修  
共通講義  
分野別（5分野）  
演習を受講（19h）

サビ管  
児発管  
として  
配置可能

令和元年度からのサビ管等の新たな研修体系（分野別廃止/段階的な研修体系へ）

【受講要件導入】  
受講要件  
サビ管・児発管の  
実務経験－2年  
から受講可能

【実務要件一部緩和】  
相談支援業務 5年  
直接支援業務  
10年→8年

【継続】  
補足研修  
相談支援  
従事者  
初任者研修  
の講義部分  
の受講  
(11.5 H)

【新規創設】  
分野統合  
基礎研修  
講義7.5H  
演習7.5H  
(15H)

実践研修  
受講要件  
OJT  
2年  
以上

【新規創設】  
サビ管  
児発管  
実践研修  
14.5H  
演習2日

正式なサビ管・児発管  
として配置可能

【新規創設】  
サビ管  
児発管  
更新研修  
標準13H  
当面6H程度  
※5年毎に受講

R1～R3みなし配置  
2人目サビ管・児発管

【新規創設】  
専門コース別研修（任意研修）

# 《サービス管理責任者の役割と根拠規定》

## ○ サービス管理責任者の4つの役割

- ① 支援プロセスの管理に関すること  
(個別支援計画(本人中心支援)を軸としたプロセス全体と責務を理解する)
- ② サービス提供者への指導・助言に関すること  
(サービス品質管理や事業内リーダー)
- ③ 関係者や関係機関との連携に関すること(地域の支援チームとして等)
- ④ その他に関する事項(利用者満足度や第三者評価等)

## ○サービス管理責任者の実務要件及び研修要件を定めているもの

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等  
(平成十八年九月二十九日 厚生労働省告示第五百四十四号)  
(最終改正: 平成三一年三月二十九日厚生労働省告示第一〇九号)

## ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号)

### 【療養介護の例】

(療養介護計画の作成等)

**第五十八条** 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 定期的に利用者に面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

#### （サービス管理責任者の責務）

**第五十九条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

## 《児童発達支援管理責任者の役割と根拠規定》

### ○児童発達支援管理責任者の役割 サービス管理責任者の役割を参照

### ○児童発達支援管理責任者の実務要件及び研修要件を定めているもの

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの  
(平成二十四年三月三十日 厚生労働省告示第二百三十号)  
(最終改正：平成三十一年三月二十九日厚生労働省告示第百十号)

### ○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成二十四年二月三日 厚生労働省令第十五号)

#### 【児童発達支援の例】

(児童発達支援計画の作成等)

**第二十七条** 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画(以下この条及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握(以下この条において「アセスメント」という。)を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- 4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。
- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。
- 9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

#### (児童発達支援管理責任者の責務)

- 第二十八条** 児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。
  - 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

## II サビ管・児発管の基礎研修の受講要件と実務経験の違い

補足研修、基礎研修修了後の  
サビ管・児発管への配置に差が生じます

研修修了後、  
1人でサビ管・児発管への  
配置が可能

研修を修了しても、実務要件を満たすまで  
2人目サビ管・児発管にしかなれません

従事内容	実務要件の年数等	受講要件の年数等 (実務要件-2年)
相談支援業務に従事	5年以上かつ900日以上	3年以上かつ540日以上
直接支援業務に従事	8年以上(※1)かつ1440日	6年以上(※1)かつ1080日
社会福祉主任用資格者等(※2)に 該当し、直接支援業務に従事	5年以上かつ900日以上	3年以上かつ540日以上
<b>【サービス管理責任者】</b> 国家資格等(※3)による業務に <u>3年従事</u> し、 相談支援業務・直接支援業務に従事した期間	3年以上かつ540日以上	1年以上かつ180日以上
<b>【児童発達支援管理責任者】</b> 国家資格等(※3)による業務に <u>5年従事</u> し、 相談支援業務・直接支援業務に従事した期間	"	"

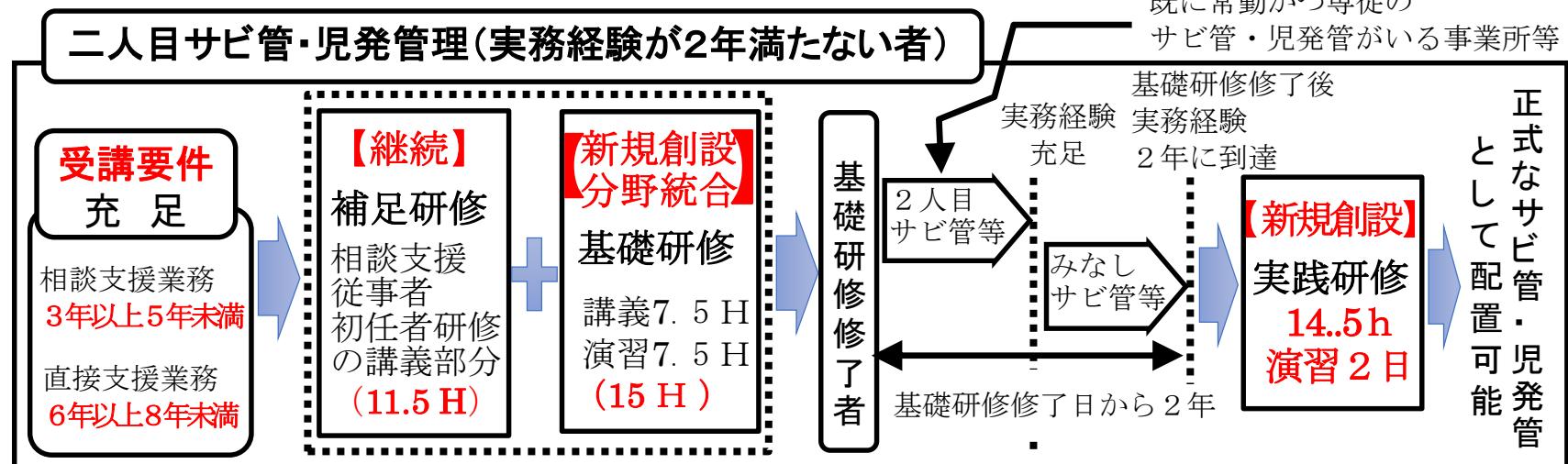
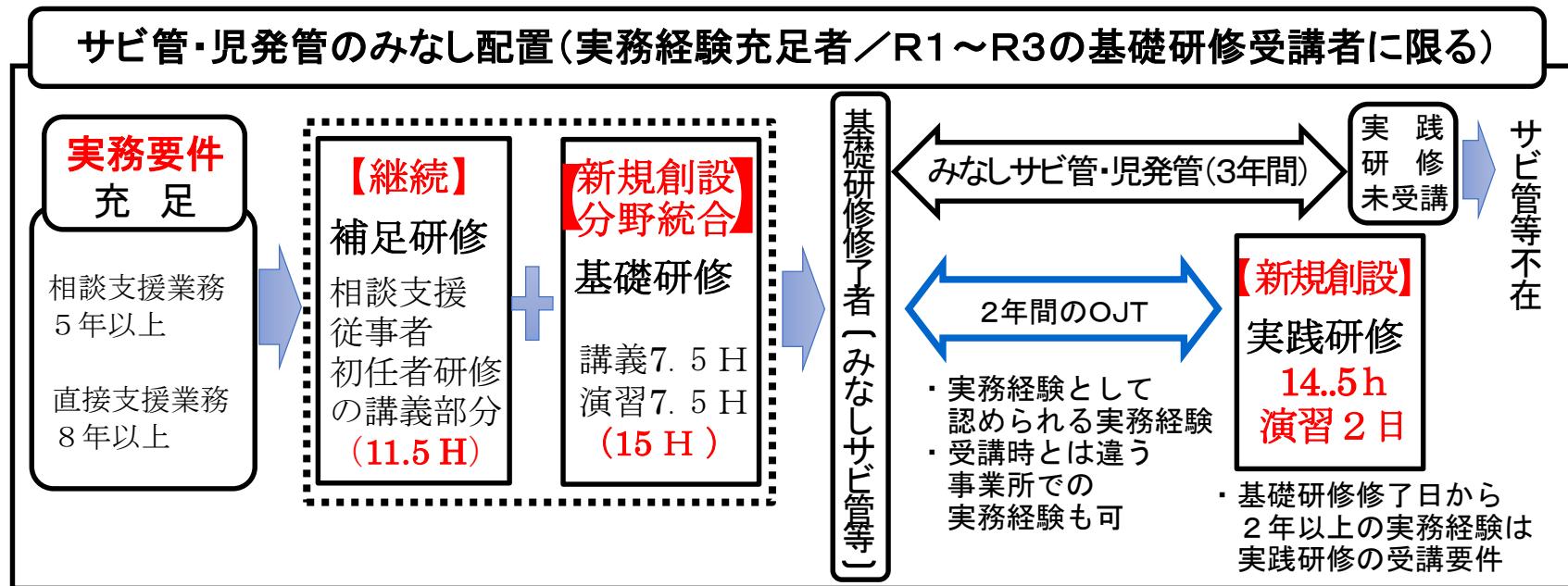
児発管の  
場合は、  
必ず児童  
又は障害  
の経験が  
3年以上  
必要

※1 令和元年度から、直接支援業務の従事期間は、10年から8年に短縮されました。

※2 社会福祉主任用資格者等とは、社会福祉主任用資格、居宅介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）以上に相当する研修の修了者、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士、児童指導員用資格、精神障害者社会復帰指導員用資格

※3 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士のことをいう。

### III これからサビ管・児発管になる場合(補足研修・基礎研修)



## IV サビ管・児発管の基礎研修と実践研修のカリキュラム

### 《 サビ管 基礎研修(新体系)》

科目	時間数
1. サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5時間
サービス提供の基本的な考え方	(60分)
サービス提供のプロセス	(90分)
サービス等利用計画と個別支援計画の関係	(90分)
サービス提供における利用者主体のアセスメント	(150分)
個別支援計画作成のポイントと作成手順	(60分)
2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5時間
個別支援計画の作成（演習）	(270分)
個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）及び記録方法（演習）	(180分)
合計	15時間

### 《 サビ管 実践研修(新体系)》

科目	時間数
1. 障害福祉の動向に関する講義	1時間
障害者福祉施策の最新の動向（講義）	(60分)
2. サービス提供に関する講義及び演習	6.5時間
モニタリングの方法（講義・演習）	(120分)
個別支援会議の運営方法（講義・演習）	(270分)
3. 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5時間
サービス提供職員への助言・指導について（講義・演習）	(90分)
実地教育としての事例検討会の進め方（講義・演習）	(270分)
4. 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5時間
サービス担当者会議等におけるサービス管理責任者の役割（多職種連携や地域連携の実践的事例からサービス担当者会議のポイントの整理）（講義）	(50分)
（自立支援）協議会を活用した地域課題の解決に向けた取組（講義）	(50分)
サービス担当者会議と（自立支援）協議会の活用についてのまとめ（演習）	(110分)
合計	14.5時間

## 《二人目サビ管・児発管ができる業務》

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等

1(2)ホ ⇒ 指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第四項(療養介護)

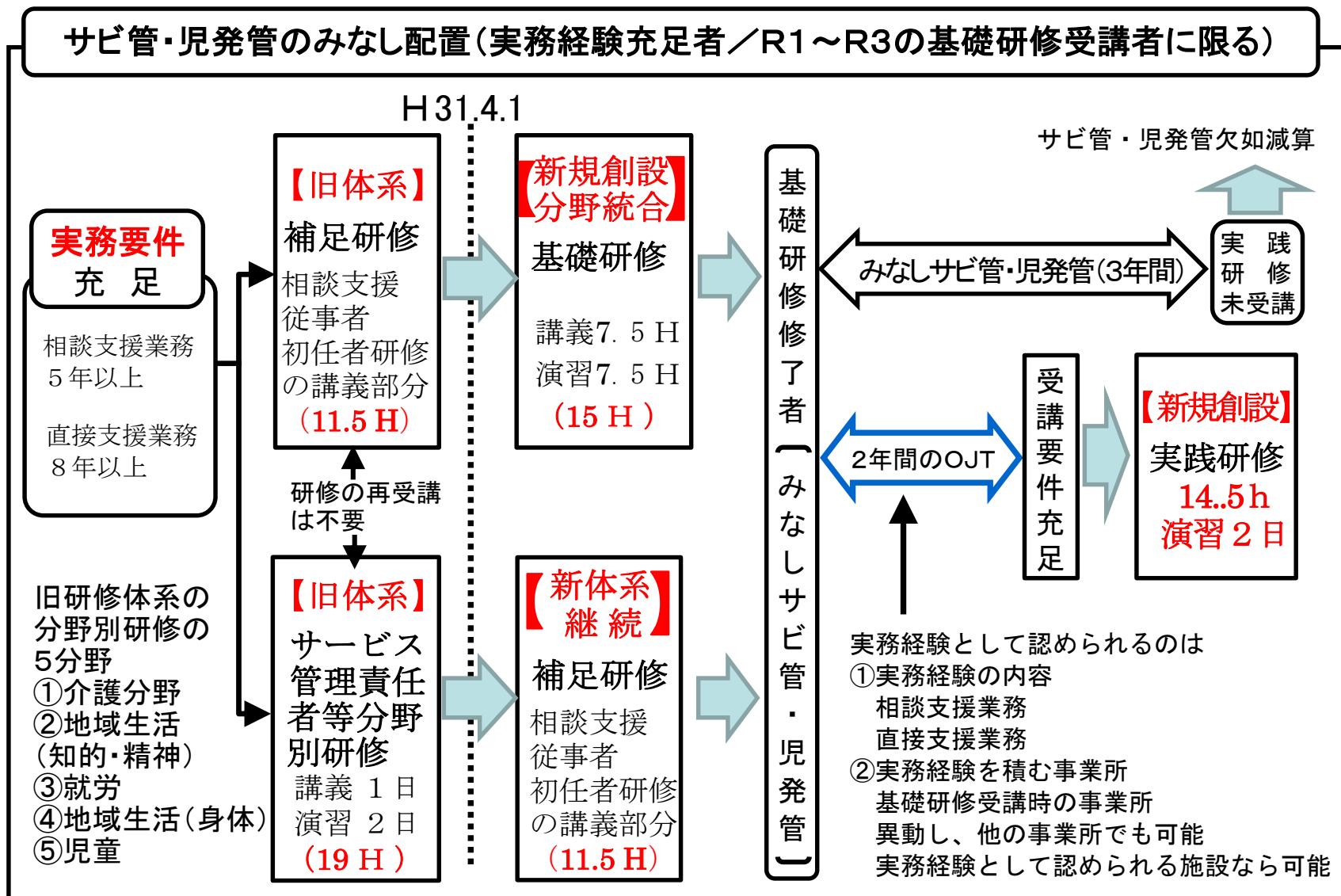
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(療養介護計画の作成等)

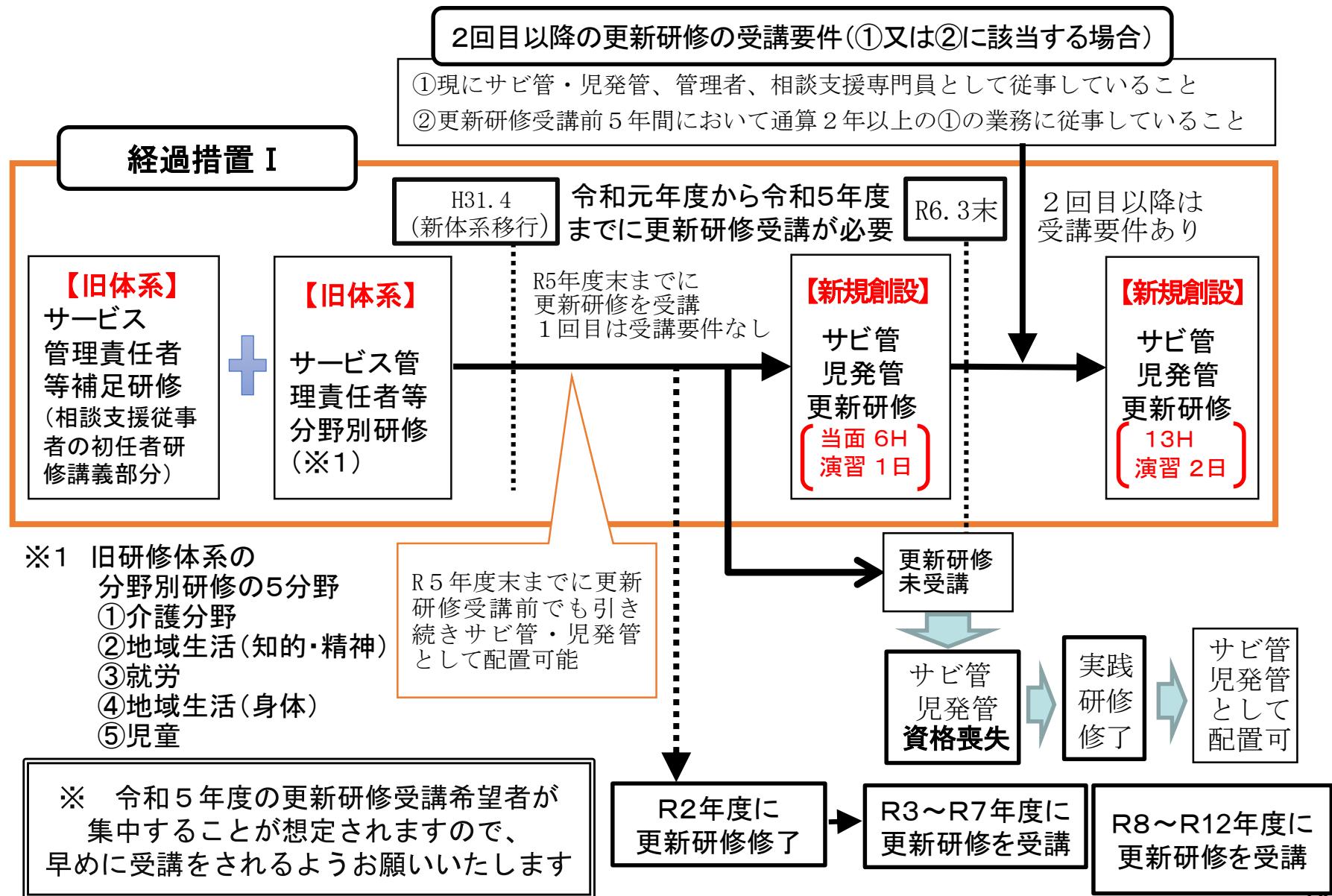
第五十八条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

## V 平成30年度までに補足研修又は分野別研修を修了している方



# VI 平成30年度までにサビ管・児発管になっている場合(更新研修)



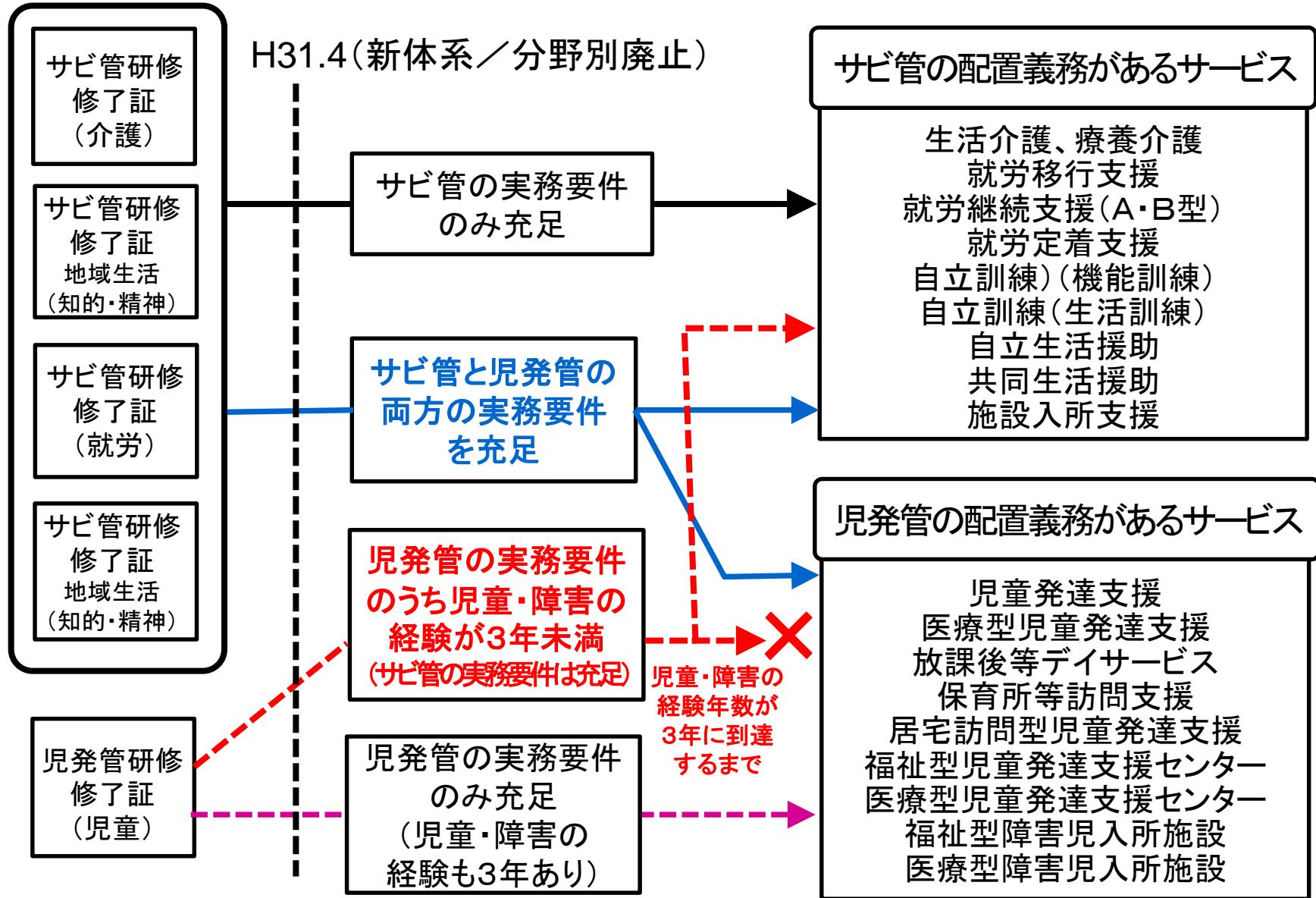
## VII サビ管・児発管の更新研修のカリキュラム

### 《サビ管 更新研修(新体系)》

科目	時間数
1. 障害福祉の動向に関する講義	1 時間
障害者福祉施策の最新の動向（講義）	(60分)
2. サービス提供の自己検証に関する演習（5時間）	5 時間
事業所としての自己検証（演習）	(90分)
サービス管理責任者としての自己検証（演習）	(120分)
関係機関との連携（演習）	(90分)
3. サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7 時間
サービス管理責任者としてのスーパービジョン（講義）	(180分)
事例検討のスーパービジョン（演習）	(60分)
サービス提供職員等へのスーパービジョン（演習）	(120分)
研修のまとめ（演習）	(60分)
合計	13 時間

※令和5年度までの間は、サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習を省略することができる。

## VIII 令和元年度以降のサビ管・児発管を配置できるサービス種類



## IX サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ&A

### 2. 研修分野統合について

#### (サービス管理責任者等の要件)

(問2) 従来のサービス管理責任者研修の各分野（介護、地域生活（身体）、地域生活（知的・精神）及び就労の各分野をいう。以下同じ。）及び児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムを統一することだが、サービス管理責任者が児童発達支援管理責任者にもなれるということか。

#### (答)

サービス管理責任者等の要件については、それぞれの告示において、①実務経験者であること及び②研修修了者であることを規定している。

平成31年3月29日付障発0329第19号による改正後のサービス管理責任者研修事業実施要綱において、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容としているため、②の要件は統一される。一方、①の要件については、これまでと同様、それぞれの要件が必要になる。なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の双方に係る①の要件を満たす者が②の要件を満たした場合、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の業務に従事することが可能となる。

※ 平成31年4月23日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室からの事務連絡より抜粋

## X サービス管理責任者等がやむを得ない事由で欠けた場合

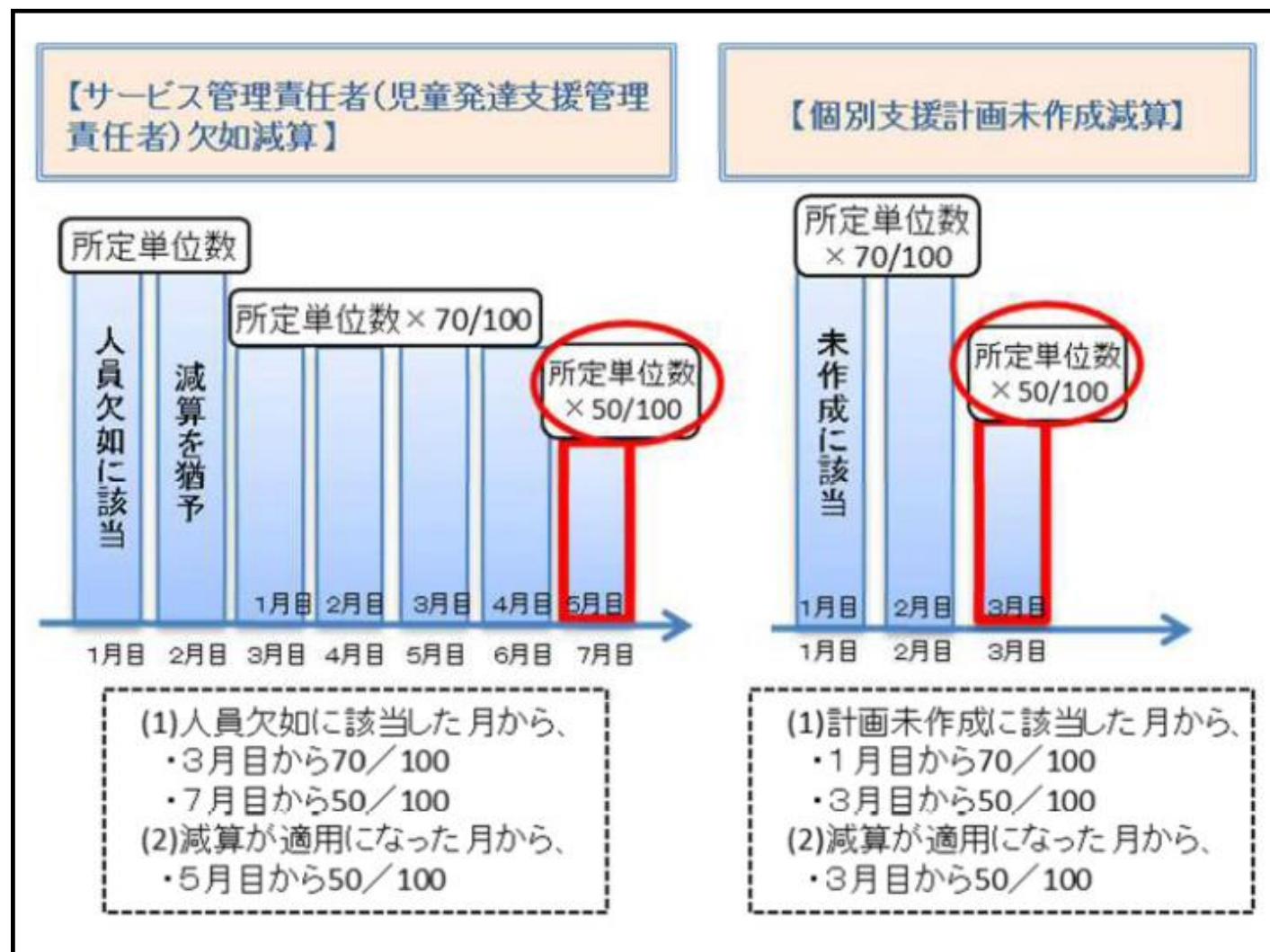
《サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者のやむを得ない事由で欠けた場合のみなし配置》

- サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者がやむを得ない理由で欠けた場合には、実務経験要件を満たす者については、その事実が発生した日から1年間に必要な研修を受けることで、当該事業所においてサービス管理責任者としての要件を満たすものとみなされます。

《サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が欠けた場合の対応》

- 各事業所で定められている就業規則の定めに従い、サービス管理責任者が退職した場合には、常識的に考えて、やむを得ない理由により欠けたものと認めるのは困難と考えます。
- サービス管理責任者が欠けた場合には、サービス管理責任者欠如減算及び個別支援計画未作成減算が適用されることもありますので、やむを得ない事由に該当するか、必ず県に御照会ください。

# サービス管理責任者欠如減算等の例



「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A Vol. 1」より抜粋



# 事故報告について

## 1 対象

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく施設又は事業所

## 2 根拠条例等

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の事故報告取扱要領

指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準  
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者及び指定障害児入所施設等の事故報告取扱い要領

消費者安全法

等

### 3 報告の手順

- (1)必要な措置を講じるとともに、当該利用者の家族等に連絡
- (2)6の報告先に電話にて第一報を連絡
- (3)再発防止策等を検討の上、事故報告書(様式1)を6の報告先に郵送

### 4 報告の留意点

3(3)の事故報告書には、事故の内容のみにとどまらず、よりよいサービスの継続のために、事故の兆候を的確にとらえ、再発・被害の拡大を未然に防ぎ、運営の改善、サービスの見直しを視野に入れて対応・対策を練り、記録する。

## 5 事故報告を要する事故の種類

- ・ 死亡
- ・ 骨折
- ・ 誤嚥
- ・ 食中毒
- ・ 感染症※
- ・ 所在不明
- ・ 利用者の不利益につながる職員による犯罪行為等
- ・ その他

※上記の感染症のうち、新型コロナウイルス感染症について

(1) 新型コロナウイルス感染症が心配なときには以下のフローを参考にしてください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1369/flow/>

(2) 各社会福祉施設等で新型コロナ感染症(疑いを含む。)が発生した場合は、速やかに神奈川県のホームページのホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉 > 地域福祉・助け合いの保健福祉事務所、市町村主管課、神奈川県障害サービス課事業支援グループへ報告してください。

(3) PCR検査や抗体検査を受け、陽性が確定した場合には、事故報告書の提出を神奈川県障害サービス課監査グループへご連絡ください。

## その他について

### (参考事例)

- ・異食
- ・怪我(打撲・捻挫)
- ・怪我(裂傷等)
- ・金銭関係
- ・誤与薬・抜薬
- ・交通事故(送迎者による)
- ・交通事故(その他車両等)
- ・自殺企図
- ・自傷
- ・他害
- ・利用者の触法行為
- ・入院(病気)
- ・虐待
- ・個人情報
- ・その他

\* 事故報告は、利用者を中心とした報告をしてください。

たとえば、支援中利用者とぶつかって職員が裂傷を負った場合、対象者は利用者とし、職員の怪我の状況、利用者の怪我の状況、原因としては、歩行が不安定だったのか、他害があったのか、発生前の状況や利用者の様子はどうだったのか。

また、支援に考慮は必要なのか、検討をする事項として服薬調整、個別支援の変更、今後の支援への配慮、環境面の改善等再発防止などを対策として検討をしたうえで事故報告書を提出してください。

## 6 報告先

### (1) 障害児入所施設以外の事業所

(ア) 事業所所在地の市町村障害福祉主管課

(イ) 当該利用者の支給決定市区町村障害福祉主管課

(ウ) 県障害サービス課監査グループ<sup>¶</sup>

### (2) 障害児入所施設

(ア) 当該利用者の給付決定児童相談所

(イ) 施設所在地域を所管する児童相談所

(ウ) 県障害サービス課監査グループ<sup>¶</sup>

県障害サービス課監査グループ連絡先

電話番号 045-210-4736

個人情報が多く含まれますので、ファックスでの送信はしないでください。

## 7 報告の様式等

### (1) 要領

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業者等の事故報告取扱い要領

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者及び指定障害児入所施設等の事故報告取扱い要領

### (2) 様式

様式1⇒別紙のとおり

《参考先：障害福祉サービスかながわ⇒書式ライブラリ  
⇒1. 神奈川県からのお知らせ  
⇒1 神奈川県からのお知らせ  
⇒文書名「事故報告の取扱いについて」  
文書内容【通知】、【取扱い要領】、【様式】》

※ 完治までの(予定)期間についても、報告書に記載すること。

事故報告書 記載年月日(年月日)		
法人名		
事業所名		
事業所番号		サービス種類
事業所所在地	〒.....	
管理者氏名		記載者氏名
連絡先(TEL)		連絡先(FAX)
該当利用者氏名		性別・年齢 男・女( )
受給者番号		障害支援区分
事故発生日時	平成 年 月 日 時	
事故発生場所		
事故の種類 (該当する番号に○をつける)	1 死亡 2 骨折 3 誤嚥 4 食中毒 5 感染症 6 所在不明 7 職員の犯罪行為等 8 その他	
事故の内容 (概要)		
(原因)		
事故発生時 に行った対処		
医療機関		
治療の概要		
連絡済関係機関		
利用者の状況 (病状、入院の有無、家族への報告説明内容等)		
損害賠償等の状況		
再発防止に向けた 対応・対策・ 今後の取り組み		
職員間の周知 徹底の方法		

完治までの期間  
を記入してください。

8のその他項目は具  
体的に該当の種類を  
記載してください。

また、骨折の場合は、  
骨折名を詳しく(例:左  
足第5趾中節骨折)書  
いてください。

事故再発に向けて今後どのような対  
応・対策をするのか、当該利用者の  
みならず、他利用者も含め、具体的  
に記載してください。

## 9 平成31年度事故報告集計

月	死亡	骨折	誤嚥	食中毒	感染症	所在不明	職員事件	その他	合計
4月	3	32	1	0	0	3	1	31	71
5月	4	23	1	0	4	10	0	47	89
6月	2	19	0	0	0	10	1	33	65
7月	5	40	0	0	2	6	1	29	83
8月	5	24	2	0	0	15	0	46	92
9月	7	29	0	0	9	11	0	40	96
10月	7	31	0	0	0	9	1	37	85
11月	3	21	2	0	0	10	0	48	84
12月	4	21	0	0	3	7	0	54	89
1月	8	32	0	0	8	17	0	31	96
2月	2	26	1	0	3	5	0	42	79
3月	6	27	1	0	1	13	0	30	78
小計	56	325	8	0	30	116	4	468	1007

集団指導講習会

# 障害福祉サービス事業所に おける虐待防止について

令和2年10月5日

神奈川県 福祉子どもみらい局  
福祉部 障害福祉課

# お伝えすること

1. 障害者虐待防止法の概要
2. 事業所の責務
3. 障害者虐待の状況

# 1 障害者虐待防止法の概要

## 法施行までの経緯

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律成立

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)成立

平成17年

厚生労働省「障害者虐待防止についての勉強会」

平成17年11月

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立

附則2項

「高齢者〔65歳以下の者〕以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするもの」(障害者等)に対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする旨が定められた。

平成23年6月

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立

平成24年10月 法律施行

- \* 全都道府県で「障害者権利擁護センター」の業務を開始。また、合わせて全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

## 目的

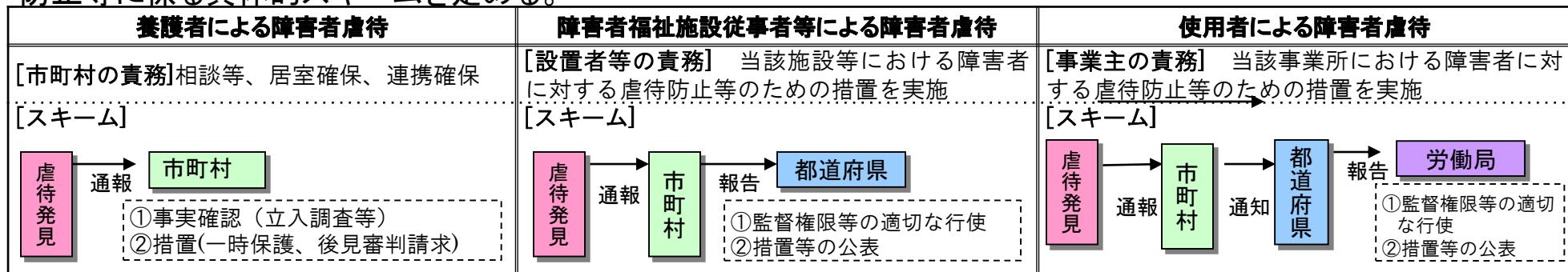
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

## 定義

- 1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
  - ①養護者による障害者虐待
  - ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
  - ③使用者による障害者虐待
- 3 障害者虐待の類型は、次の5つ。（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。）
  - ①身体的虐待（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
  - ②放棄・放置（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）
  - ③心理的虐待（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
  - ④性的虐待（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
  - ⑤経済的虐待（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

## 虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

## その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

【参考】障害者虐待防止における虐待防止法制の対象範囲（法別・年齢別整理）

所在 場所	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設・事業						企業	学校 病院 保育所		
		障害者総合支援法		介護保険法等	児童福祉法						
		障害福祉 サービス 事業所 (入所系、日中 系、訪問 系、 <u>短期 入所</u> 、GH等 含む)	相談支援 事業所	高齢者施設 (入所系、 通所系、 訪問系、 居住系 等含む)	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所 施設等 ※3	障害児 相談支援 事業所				
年齢											
18歳 未満	児童虐待 <u>防止法</u> ・被虐待者 支援 (都道府県) ※1			—	障害者虐待 <u>防止法</u> (省令) ・適切な権限 行使 (都道府県・市 町村)	児童福祉法	障害者虐待 <u>防止法</u> (省令) ・適切な権 限行使 (都道府県・市 町村)				
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐待 <u>防止法</u> ・被虐待者 支援 (市町村)	障害者虐待 <u>防止法</u> ・適切な 権限行使 (都道府県・市 町村)	障害者虐待 <u>防止法</u> ・適切な 権限行使 (都道府県・市 町村)	—	(20歳まで) ※2	【20歳まで】	—	障害者虐待 <u>防止法</u> ・適切な 権限行使 (労働局)	障害者虐待 <u>防止法</u> ・間接的防止 措置 (施設長・ 管理者)		
65歳 以上	障害者虐待 <u>防止法</u> 高齢者虐待 <u>防止法</u> ・被虐待者 支援 (市町村)	(都道府県・市 町村)	(都道府県・市 町村)	高齢者虐待 <u>防止法</u> ・適切な権限行 使 (都道府県・ 市町村)	—	—	—				

※1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

※2 放課後等デイサービスのみ

※3 小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。引用：「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（国マニュアルH30.6改訂版）より

# 通報義務

## ①養護者虐待の通報義務（第7条第1項）

養護者による障害者虐待（十八歳未満の障害者について行われるもの  
を除く。以下この章において同じ。）を受けたと思われる障害者を発見  
した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

## ②障害者福祉施設等従事者虐待の通報義務（第16条第1項）

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者  
を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

## ③使用者虐待の通報義務（第22条第1項）

使用者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、  
速やかに、これを市町村又は都道府県に通報しなければならない。

# 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

- **障害者虐待防止と対応のポイント**

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまで各段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが必要です。

- ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
- イ 虐待の早期発見・早期対応
- ウ 障害者の安全確保を最優先する
- エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援
- オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

# 障害者虐待の判断にあたってのポイント

- 虐待者の「自覚」は問わない。
- 障害者本人の「自覚」は問わない。
- 親や家族の意向が障害者本人のニーズと異なる場合がある
- 虐待の判断はチームで行う

例えば、事業の従業者が利用児童の頭を叩いた事案において、

「これはしつけである」

「痛がっている様子がないから問題ない」

「家族から『言う事を聞かないことがあったら厳しく叱ってほしい。』

多少の体罰もよい』と言われている」

といった言い訳は通用しません。

## 2 事業所の責務

### 障害者虐待防止法上の責務

#### ○虐待防止のための措置を講ずる義務

障害福祉施設従事者等の研修の実施、苦情処理体制の整備など障害者福祉施設従事者等による虐待の防止等のための措置を講ずること（第15条）

#### ○早期発見の努力

保健・医療・福祉等関係者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。（第6条第2項）

#### ○国・地方自治体の施策への協力

前項に規定する関係者は、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力するよう努めなければならない（第6条第3項）

#### ○通報者の不利益取り扱いの禁止

障害者福祉施設従事者等は通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。（第16条第4項）

このほか事業運営にあたり遵守すべき

- ・児童福祉法
  - ・指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- にも虐待防止や権利擁護に関係した事項が規定されています。
- 

## 児童福祉法

### 第21条の17

指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者（以下「指定障害児事業者等」という。）は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。

- 2 指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。
- 3 指定障害児事業者等は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

# 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害児の障害の特性その他の事情を踏まえた指定通所支援に係る計画（通所支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制を整備するとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## (運営規程)

第38条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業 の 運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めなければならない。

### (1) 事業の目的及び運営の方針

～略～

- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要な事項

## (身体的拘束等の禁止)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

## (虐待等の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

# 身体拘束について

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待です。

- **身体拘束とは**

- ①車いすやベッド等に縛り付ける。
- ②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

- **やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件**

- ①切迫性      ②非代替性      ③一時性

- **やむを得ず身体拘束を行うときの手続き**

- ①組織による決定と個別支援計画への記載
- ②本人・家族への十分な説明
- ③必要な事項の記録
- ④身体拘束廃止未実施減算の創設

# 3 障害者虐待の状況

平成30年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

## 【調査結果(全体像)】

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	都道府県労働局の対応	
				虐待判断 件数 (事業所数)	541件 ( 597件)
市区町村等への 相談・通報件数	5,331件 (4,649件)	2,605件 (2,374件)	641件 ( 691件)		
市区町村等による 虐待判断件数	1,621件 (1,557件)	592件 ( 464件)			
被虐待者数	1,626人 (1,570人)	777人 ( 666人)		被虐待者数	900人 (1,308人)

- 上記は、平成30年4月1日から平成31年3月31日に虐待と判断された事例を集計したもの。
- カッコ内については、前回の調査結果(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)のもの。
- 都道府県労働局の対応については、令和元年8月28日雇用環境・均等局 総務課 労働紛争処理業務室のデータを引用。

## 平成30年度の県内の障害者虐待の状況

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による 障害者虐待
相談・通報件数	175件 (165件)	121件 (113件)	73件 ( 64件)
虐待判断件数	100件 ( 93件)	25件 ( 32件)	21件 ( 16件)
被虐待者数	101人 ( 93人)	25人 ( 55人)	21人 ( 16人)

## 【虐待があった障害者福祉施設等の種別(県内)】

- ・ 障害者支援施設 6件 (6件)
- ・ 居宅介護 2件 (1件)
- ・ 重度訪問介護 1件 (0件)
- ・ 療養介護 0件 (2件)
- ・ 生活介護 8件 (8件)
- ・ 短期入所 0件 (1件)
- ・ 就労移行支援 0件 (2件)
- ・ 就労継続支援A型 1件 (0件)
- ・ 就労継続支援B型 1件 (1件)
- ・ 共同生活援助 5件 (7件)
- ・ 放課後等デイサービス 1件 (4件)

## 【虐待を行った施設者福祉施設従事者等の職種(県内)】

- ・ サービス管理責任者 0人 (1人)
- ・ 管理者 1人 (4人)
- ・ 設置者・経営者 1人 (0人)
- ・ 看護職員 0人 (3人)
- ・ 生活支援員 14人 (26人)
- ・ 職業指導員 1人 (0人)
- ・ 就労支援員 0人 (1人)
- ・ 世話人 3人 (2人)
- ・ 指導員 0人 (2人)
- ・ 児童発達支援管理責任者 0人 (1人)
- ・ 児童指導員 0人 (2人)
- ・ 居宅介護従業者 2人 (1人)
- ・ 重度訪問介護従業者 1人 (0人)
- ・ その他従事者 2人 (1人)

- ・ 上記は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
- ・ カッコ内については、前回の調査結果(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)のもの。

## 県内の状況(続き)

### 障害種類別内訳(県内)

障害種別	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	使用者による 障害者虐待	合計
身体障害	20( 22)	10( 7)	4( 4)	34( 33)
知的障害	68( 59)	16( 42)	6( 2)	90(103)
精神障害(発達障害除く)	29( 24)	3( 9)	9( 7)	41( 40)
発達障害	3( 1)	0( 0)	2( 3)	5( 4)
難病等	0( 1)	0( 0)	0( 0)	0( 1)
その他心身の機能障害	0( 0)	0( 1)	0( 1)	0( 2)

### 虐待類型別内訳(県内)

虐待の類型	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	使用者による 障害者虐待	合計
身体的虐待	71( 59)	11( 19)	0( 1)	82( 79)
性的虐待	4( 4)	8( 5)	1( 0)	13( 9)
心理的虐待	36( 35)	6( 13)	4( 1)	46( 49)
放置・放任(ネグレクト)	12( 22)	0( 2)	1( 0)	13( 24)
経済的虐待	13( 20)	2( 4)	18( 14)	33( 38)

※複数の虐待種別に該当する場合は重複計上している。

## ケース1

### 入所者殴り骨折 施設は虐待を事故として処理

県警は、身体障害者支援施設に入所中の男性を殴り骨折させたとして、傷害の疑いで介護福祉士の**容疑者を逮捕した**。

男性は骨折など複数のけがを繰り返しており、県警は**日常的に虐待があった可能性もある**とみて慎重に調べている。

県警によると、約1カ月前に**関係者からの相談で発覚**同施設を家宅捜索した。

同施設を運営する社会福祉法人は男性の骨折を把握していたが、虐待ではなく**「事故」として処理**していた。

## ケース2

### 福祉施設で暴行死 施設長が上司に虚偽報告

知的障害のある児童らの福祉施設で、入所者が職員の暴行を受けた後に死亡した。また、施設長が2年前に起きた職員2人による暴行を把握したが、上司のセンター長に「不適切な支援はなかった」と**虚偽の報告**をしていたことが分かった。

県は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づき、**施設長を施設運営に関与させない体制整備の検討**などを求める改善勧告を出した。

同園では、10年間で**15人の職員**が死亡した少年を含む**入所者23人に虐待していた**ことが判明した。

### ケース3

## 知的障害者施設で暴行 元職員逮捕

警察は、障害者施設に通っていた知的障害者に「殺す」「ばか」などの暴言を浴びせながら、胸ぐらをつかんで頭部を平手打ちするなどの暴行をした疑いで懲戒解雇された元施設職員を逮捕した。「被害者が作業をしようといなかつたのでやつた」と容疑を認めている。

市は、匿名で通報を受けて施設に立ち入り調査したが、虐待の事実を確認できなかった。その後、テレビで虐待の映像が放映されたため再度立ち入り調査を実施、「もう少し踏み込んだ対応をしていればよかつた」と話した。

同施設は、虐待に加わった他の職員を停職、施設長を降格処分した。

### ケース4

## 入所施設の個室に鍵、20年拘束も

県は、障害者支援施設で知的障害のある入所者3人が、3～20年にわたり1日6時間半～14時間、個室の扉に鍵をかけられ、外に出られないようにされていたと発表した。

施設側は、「ほかの入所者らに暴力を振るったり、小物を食べたりするため、家族から同意は得ていた」というが、県は立ち入り調査を行い、虐待にあたると判断した。

県は3年に1度、施設を訪れるなどして運営体制を調査してきたが、施設の職員から聞き取りなどはしていたものの、施錠された部屋の状況までは確認をしていなかつたと説明した。

## ケース5

# 障害者を無報酬で働かせる 福祉法人処分 関連施設の建設工事で

障害者支援施設の利用者に違法に関連施設の建設工事に従事させ、賃金を支払わなかつたとして、障害者総合支援法(旧障害者自立支援法)に基づき、介護給付費減額の行政処分にしたと発表した。

リハビリや作業療法と称し、利用者計17人に、関連施設の建設工事や、施設管理者の自宅の清掃を無報酬でさせた。工事は障害者総合支援法や県条例が禁じる「過重な負担」に、無報酬だった点は同法の「経済的虐待による人格尊重義務違反」に当たると判断した。

法人側は「入所者支援の一環で、賃金を払う必要はないと思った」との趣旨の説明をしているという。県民から不適切な運営に関する情報提供が県にあり、利用者に聞き取り調査をして発覚した。

## ケース6

# 使用者による聴覚障害者への心理的虐待の事例

仕事でミスをした際に、上司から、ホワイトボードに「下手！」と何回も書かれたり、「会社を辞めろ！」という紙を眼前に示されたりした。また、「下手くそ」、「クビ、辞めろ」という手話を受けた。その他、同僚のミスを自分の責任にされたり、給与明細を眼前で破り捨てられたりするハラスメントを受けた。

使用者による心理的虐待が認められたことから、公共職業安定所は、当該上司への指導の徹底を含む再発防止策や障害者に対しての言動や雇用管理について、障害特性を踏まえ配慮するよう指導した。

# 【参考】

ホームページ『障害者虐待防止・権利擁護のために』URL  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f420445/index.html>



QRコード

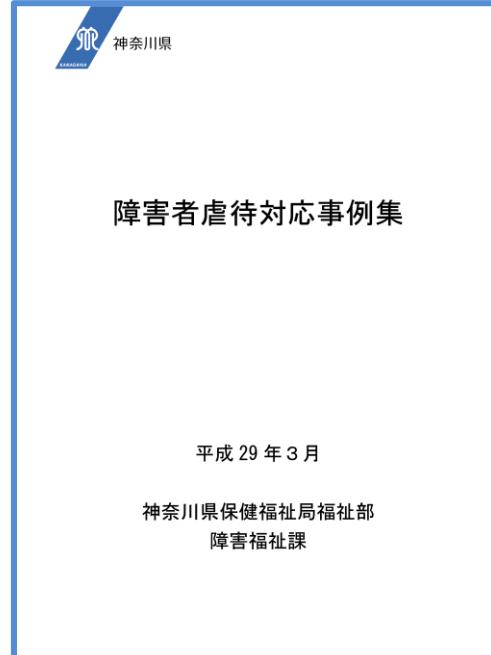
- 通報・届出窓口の一覧表

市町村虐待防止センター連絡先一覧（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）						
県内市町	名 称	事 業 倉	管 球	管 球	管 球	管 球
1 旗山市	（社会福祉法人）旗山セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	046-511-2554	046-511-2554	046-511-2554	046-511-2554	046-511-2554
	川崎市立成田みらい支援センター（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	046-380-0103	046-380-0103	046-380-0103	046-380-0103	046-380-0103
2 川崎市	（社会福祉法人）川崎セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	044-205-3610	044-205-3610	044-205-3610	044-205-3610	044-205-3610
	（社会福祉法人）川崎セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	044-205-3610	044-205-3610	044-205-3610	044-205-3610	044-205-3610
3 松浦郡	（社会福祉法人）松浦セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	042-751-4106	042-751-4106	042-751-4106	042-751-4106	042-751-4106
	（社会福祉法人）松浦セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	042-751-4106	042-751-4106	042-751-4106	042-751-4106	042-751-4106
4 福井市	（社会福祉法人）福井セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	042-719-1756	042-719-1756	042-719-1756	042-719-1756	042-719-1756
	（社会福祉法人）福井セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	042-719-1756	042-719-1756	042-719-1756	042-719-1756	042-719-1756
5 丹波市	（社会福祉法人）丹波セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	0453-21-4074	0453-21-4074	0453-21-4074	0453-21-4074	0453-21-4074
	（社会福祉法人）丹波セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	0453-21-4074	0453-21-4074	0453-21-4074	0453-21-4074	0453-21-4074
6 鳴門市	（社会福祉法人）鳴門セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	047-41-3075	047-41-3075	047-41-3075	047-41-3075	047-41-3075
	（社会福祉法人）鳴門セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	047-41-3075	047-41-3075	047-41-3075	047-41-3075	047-41-3075
7 鹿児島市	（社会福祉法人）鹿児島セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	0496-09-5229	0496-09-5229	0496-09-5229	0496-09-5229	0496-09-5229
	（社会福祉法人）鹿児島セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	0496-09-5229	0496-09-5229	0496-09-5229	0496-09-5229	0496-09-5229
8 小倉町	（社会福祉法人）小倉セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	0495-38-1317	0495-38-1317	0495-38-1317	0495-38-1317	0495-38-1317
	（社会福祉法人）小倉セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	0495-38-1317	0495-38-1317	0495-38-1317	0495-38-1317	0495-38-1317
9 芦屋市	（社会福祉法人）芦屋セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	047-62-1111	047-62-1111	047-62-1111	047-62-1111	047-62-1111
	（社会福祉法人）芦屋セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	047-62-1111	047-62-1111	047-62-1111	047-62-1111	047-62-1111
10 芦屋市	（社会福祉法人）芦屋セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	046-872-6114	046-872-6114	046-872-6114	046-872-6114	046-872-6114
	（社会福祉法人）芦屋セイターハウス（要保護者・障害者権利擁護担当者等、使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）	046-872-6114	046-872-6114	046-872-6114	046-872-6114	046-872-6114

- 障害者虐待対応事例集

神奈川県保健福祉局福祉部  
障害福祉課

平成 29 年 3 月



障害者虐待対応事例集

■ 障害者虐待対応事例集【事例 6】【事例 7】【事例 11】

■ 市町村虐待防止センター連絡先一覧

## 事例6（養護者虐待・認定外）

子どもの頃から養護者による虐待のリスクがあり児童相談所等から支援を引き継いだ事例（通所先事業所と行政の連携により、虐待のない生活を続けている事例）

**キーワード 養護者の養育能力不足、児童相談所、学校との連携**

### 1 基本情報

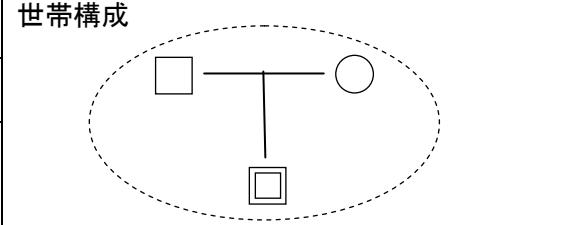
被虐待者に関する情報	年齢	18～19歳		
	性別	男性		
	障害の状況	知的障害（A2） 発達障害（自閉症）		
利用しているサービス・資源／関係機関	相談支援事業所、生活介護事業所			
加害者	年齢	50歳代、50歳代	虐待の種類	—
	性別	男性、女性	虐待再発のリスクとして考えられるもの	養護者の養育能力不足、知識・技術の不足
	続柄・役職等	父親、母親		
通報者	児童相談所職員			

### 2 事例概要（事例の概要を記載）

- 特別支援学校在籍時より、養護者の知的障害や自閉症に対する理解不足があり、こだわりの強い長男を大声で怒鳴る様子が近隣住民に目撃されるなど、適切な対応ができず身体的虐待や心理的虐待に至る可能性が懸念されたため、児童相談所が特別支援学校と連携して養護者支援を行ってきた。
- 特別支援学校高等部卒業後、生活介護事業所への通所を開始したが、養護者の障害理解に大きな変化はなく、障害者虐待防止の観点から市町村障害福祉主管課が相談支援事業所や通所先の生活介護事業所と連携して養護者支援を続けている。

### 3 対応経過（通報受理～緊急性判断～事実確認調査～支援の実施）

通報・相談等の受理	・本人の18歳到達3ヶ月前に児童相談所から支援が必要な家庭として市町村障害福祉主管課がケースを引き継ぐ。
緊急性の判断	・市町村障害福祉主管課において支援方針を検討する会議を実施。特別支援学校高等部卒業後の虐待を発見する役割について、新たな通所先となる生活介護事業所が担うことが適切と判断し、生活介護事業所に本人の状況に問題や変化があった際に速やかに市町村障害福祉主管課に連絡するよう対応を依頼。
安全確認・事実確認の状況	・生活介護事業所利用時に本人の身体の状況・本人の発言・行動等を観察。 ・通所開始から1年が経過しているが、虐待が疑われるような身体の外傷や本人の不審な挙動などは確認されていない。



支援の実施	<p>(養護者への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村障害福祉主管課の担当職員と相談支援事業所の相談支援専門員の2名で3ヶ月ごとに家庭訪問を実施。</li> <li>養護者は本人について、いくら言つても言うことを聞かないので困ると愚痴をこぼす。本人の障害特性（自閉症の特徴であるこだわり）についての理解は不十分であるが、本人に暴力を加えたり暴言を浴びせるなどの虐待はないと言っている。</li> <li>訪問した職員らはこうした養護者の話を傾聴し、日頃の労をねぎらう言葉かけを行っている。</li> <li>また、どうしても本人との生活が苦しくなったときは、一時的に施設などで本人を預かることができると伝えているが、養護者としては、苦労はあっても本人との同居生活を続けたいとの意向が強い。</li> </ul> <p>(本人の安全確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護事業所では本人の通所ごとに身体の確認を行っているが、虐待が疑われる外傷や不審な挙動などはない。</li> </ul>
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人は生活介護事業所通所に休まず通所しており、家庭で養護者から虐待を受けている痕跡もない。</li> <li>養護者も市町村障害福祉主管課、相談支援事業所の定期訪問に応じており、良好な関係を築いている。</li> <li>養護者の養育力が低く虐待の発生が懸念されるものの、これまで虐待は発生していないことから、現在の支援はうまくいっていると評価している。</li> </ul>

#### 4 評価

他に想定できる対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>養護者の養育能力の不足から同居継続は虐待のリスクが高いと判断される場合は、安全確保の方策を検討する必要がある。グループホームや施設入所の提案も考えられるが、こうした提案には養護者の理解が得られず、行政や支援者の介入を拒否するきっかけとなる可能性がある。</li> </ul>
活用可能な資源、あつたらしい支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>気軽に体験宿泊や短期入所ができる施設やグループホームがあれば、養護者が気兼ねなく本人を自宅外に預けることができ、養護者の負担軽減が図られるだけでなく、将来的な本人の生活の場についてのイメージを持ちやすくなる。</li> </ul>
評価すべき点	<ul style="list-style-type: none"> <li>養護者による虐待が発生していない状態が継続している。</li> <li>定期的な家庭訪問の実施により養護者の困り事や本人に対する気持ちを率直に話してもらえる関係を築いている。</li> </ul>

#### 事例の総括・助言

就学、卒業、18歳到達、就職、65歳到達などライフステージの転機期は、利用できる制度や適用される法律が変わるなど、障害当事者や養護者だけでなく、支援者にとっても大きな変化がある時期です。こうした変化の時期はそれまでに行われていた支援が途絶えてしまいがちです。

ライフステージの変化に関わらず、切れ目のない支援体制を構築するためには、児童相談所・子ども育成支援担当課や高齢者虐待防止担当課と連携体制を構築することが大切です。

## 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

### 事例7（施設虐待・軽度・身体的虐待、心理的虐待）

看護職員による短期入所利用者への暴言があり、事業所が再発防止のため全職員に虐待防止研修を実施した事例

キーワード 匿名の通報、倫理観の欠如、職員の資質

#### 1 基本情報

被虐待者に関する情報	年齢	小学校低学年			
	性別	女性			
	障害の状況	身体障害（肢体不自由） 知的障害（A2）			
加害者	利用しているサービス・資源、関係機関等	短期入所事業所、放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事業所			
	年齢	50歳代	虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待	
	性別	女性	虐待の原因・背景として考えられるもの	倫理観の欠如、通報義務の不徹底、職員の性格・資質	
通報者	匿名者				

#### 2 事例概要（事例の概要を記載）

- ・看護師が入所児に暴言を浴びせているのを目撃したとの匿名の通報が市町村虐待防止センターに入る。
- ・事業所及び市町村障害福祉主管課の調査により、短期入所利用中の本人に対し、看護師が頭を叩く、「バカ」「そんなことしてたらズボになるよ」など暴言を吐くなどの虐待を繰り返していたことが判明した。
- ・加害者は「本人が言うとおりに動かないときに、たしなめるために発言した。」と釈明。

#### 3 対応経過（通報受理～緊急性判断～事実確認調査～支援の実施）

通報・相談等の受理	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村障害者虐待防止センターに匿名の電話で通報が入る。</li><li>・内容は、「特定の看護師の言葉づかいがひどい。短期入所を利用している特定の女児に暴言を浴びせているのを目撲した。頭を平手で叩いているのも見た。」というもの。被害者については、女児で身体障害と知的障害がある子どもというのみで、氏名については確認できなかった。</li></ul>
緊急性の判断	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村障害福祉主管課において受理会議を実施。被害者、加害者が不明なため、事業所に当面の短期入所利用予定を確認することとした。</li><li>・市町村障害福祉主管課から管理者に連絡。今日以降の短期入所利用の予定を確認したところ、短期入所の予定は5日後までないとのこと。</li><li>・通報内容どおり被害者が短期入所利用者であれば、5日後までは被害の可能性はないと判断した。</li></ul>

安全確認・事実確認の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村障害福祉課職員3名（課長補佐、保健師、ケースワーカー職）が施設を訪問。</li> <li>管理者、サービス管理責任者、看護職員その他の支援員等から聴き取り調査を行った。</li> <li>聴き取りの結果、利用者への言葉づかいの悪い看護職員がおり、以前から管理者や看護主任から注意しているものの、なかなか改善がみられていないことが判明した。また、加害者以外の職員による暴力や暴言はないことが確認された。</li> <li>加害者本人に聴き取りしたところ、「自分はきつい言い方をしてしまう性格である。上司から注意されたため最近は丁寧な言葉づかいを心がけているが、特定の短期入所利用者に対しては、どうしても厳しい言い方をしてしまう。本人がこちらの言うことを聞かずゆっくりと動いたり、顔をしかめたりするとつい言葉が荒くなってしまう。」と通報内容を認める説明があった。 (事実確認結果)</li> <li>加害者が本人に対し、頭を平手で叩く身体的虐待と「バカ」となどと暴言を浴びせる心理的虐待を行ったと認定し、県に報告した。</li> </ul>
支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村障害福祉主管課職員が講師となり、職員向けに虐待防止研修を実施した。</li> <li>また、当日参加できなかった職員に対する伝達研修を事業所で実施し、全職員に研修の内容が周知されるよう伝えた。</li> <li>事業所から本人と家族に謝罪した。</li> </ul>
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所から市町村障害福祉主管課に伝達研修の実施報告書が提出され、全職員が研修を受講したことが確認された。</li> <li>利用者、家族向けに実施したアンケートの実施結果が提出された。</li> </ul>

#### 4 評価

評価すべき点	<ul style="list-style-type: none"> <li>匿名の通報であり、当初は被害者の氏名も分からなかつたが、事業所に調査を実施し、加害者と被害者の特定に至った。</li> </ul>
課題点、反省点など	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所は加害者の暴言などの不適切な行為に気づいており、指導していたが通報には至らなかつた。</li> </ul>

#### 事例の総括・助言

通報・届出を受けた市町村職員が通報・届出者を虐待者に漏らしてしまうと、いかなる不利益を受けるかわからず、通報を躊躇してしまいます。通報者を秘匿することはもちろんのこと、事案によっては通報の存在自体を秘匿して、事実確認を行うことが求められます。匿名の通報者を無理に特定する必要はありません。

虐待の判断にあたって、加害者側の自覚は問いません。「しつけのために叩いた」とか「（他害行為がある障害者に対して）暴力はいけないことだと分からせるために叩いた」などと加害者が主張するケースがありますが、叩く行為は身体的虐待、暴言を浴びせることは心理的虐待に該当します。

また、障害者虐待防止や権利擁護の重要性について、一部の幹部職員や支援職員だけが認識しているだけでは不十分です。雇用形態や職種にかかわらず、障害者の支援にかかわる全ての職員が虐待防止の重要性について理解していなければなりません。

## 事例 1-1（施設虐待・中度・身体的虐待、心理的虐待）

不適切な対応があった放課後等デイサービスに対し、全職員の虐待防止研修の受講を指導した事例

キーワード 倫理観の欠如、専門性の欠如、管理責任者による虐待

### 1 基本情報

被虐待者に関する情報	年齢	小学校高学年		
	性別	男性		
	障害の状況	知的障害、自閉症（発達障害）		
加害者	利用しているサービス・資源、関係機関等	放課後等デイサービス事業所、障害児相談支援事業所		
	年齢	40歳代	虐待の種類	身体的虐待、心理的虐待
	性別	男性	虐待の原因・背景として考えられるもの	倫理観の欠如、専門性の欠如、職場の人間関係、虐待を容認する組織風土
続柄・役職等	児童発達支援管理責任者			
通報者	匿名者			

### 2 事例概要（事例の概要を記載）

- 市町村障害者虐待防止センターへ放課後等デイサービス事業所についての匿名の通報があり、市町村障害福祉主管課が事実確認調査を行ったところ、児童発達支援管理責任者が乱暴な支援を繰り返していることが判明した。
- 加害者は、嫌がる本人を力任せにひっぱり移動させたり、プールに突き落とすなどの行為が確認された。
- 加害者は、しつけのためなら多少の暴力も許されると考えており、他の職員にも同様の考え方の職員がいた。
- 市町村障害福祉主管課が管理者と加害者を呼び出し、直接注意・指導したほか、事業所において全職員に虐待防止研修を実施するよう指導した。

### 3 対応経過（通報受理～緊急性判断～事実確認調査～支援の実施）

通報・相談等の受理	放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者が利用児童を泣かしている。先日も利用児童をプールに突き落として笑っていたとの通報が市町村障害者虐待防止センターに入る。
緊急性の判断	<ul style="list-style-type: none"><li>市町村障害福祉主管課において受理会議を実施。</li><li>通所事業であり、利用児童はサービス利用終了後は必ず自宅に帰宅するため、緊急性は高くないと判断。</li><li>通報内容だけでは虐待の深刻度や程度が不明のため、早期に事実確認を行い、虐待の事実があれば迅速に対処することを確認した。</li><li>被害者が特定できないため、この事業所へ通所する児童がいる近隣市町村にも通報があったことを情報提供し連携を呼びかけた。</li></ul>
安全確認・事実確認の状況	<ul style="list-style-type: none"><li>通報を受けた市町村の障害福祉主管課職員と近隣の2つの市町村の職員が合同で事業所を訪問し、職員からの聴き取りを実施した。</li><li>児童発達支援管理責任者が、しつけや危険回避を名目に行動障害がある本人に乱暴な行為を繰り返していることが判明した。</li><li>加害者は、本人を力任せに引っ張って移動させたり、水に慣れさせるためと称して本人をプールに突き落とすといった行為を行っており、いずれの行為</li></ul>

	<p>の後も本人は泣いて不穏な状態になっていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これらの行為は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（身体的虐待及び心理的虐待）に該当すると判断し、県に報告した。</li> <li>職員のなかには、「頭をはたく程度のことはしつけの範囲内である」として、加害者の行為も問題ないと考えている者がいた。</li> <li>管理者より、誰が通報したのか教えて欲しいとの要望があったため、守秘義務により教えられないことを説明するとともに、通報者を探し出すような調査を職員や利用児童・家族に行わぬよう伝えた。</li> </ul>
支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所から虐待の報告と謝罪を受けた本人の家族から市町村障害福祉主管課に電話があり、通所先の変更について相談があったため、本人の新たな通所先となりうる事業所について情報提供した。また、障害児相談支援事業所の相談支援専門員とよく相談して事業所を選ぶよう助言した。</li> <li>市町村障害福祉主管課から事業所に対し、全職員に障害者虐待防止法の研修を行うよう指示した。管理者には県が実施する障害者虐待防止・権利擁護研修の受講を勧奨した。</li> </ul>
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人は事業所を退所し、別の事業所でサービスの利用を開始した。</li> <li>加害者は法人内で処分を受け降格となり、直接支援業務から外れた。</li> <li>管理者は障害者虐待防止・権利擁護研修を受講し、その内容に基づいた事業所内研修を複数回実施して全職員に虐待防止法の基本的事項を周知した。</li> </ul>

#### 4 評価

他に想定できる対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業所の利用児童と家族にアンケートを実施し、他の虐待被害がないか確認する。</li> </ul>
評価すべき点	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係する近隣市町村にも情報提供して合同で事実確認を行った。</li> <li>市町村職員が事業所の職員に聞き取りを行う際に、障害者虐待防止法のパンフレットを手渡し、通報先の周知を行った。</li> <li>障害児相談支援事業所の支援を受け、本人が他の事業所でサービスを受けられるようになった。</li> <li>管理者が虐待防止・権利擁護研修を受講し、全職員に伝達研修を実施した。</li> </ul>
課題点、反省点など	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理者やサービス管理責任者のような指導的な立場の職員が虐待を行っている事業所では、事業所全体での障害者虐待防止法の認識が甘く、基本的なところから啓発が必要である。</li> </ul>

#### 事例の総括・助言

県内で発生した障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の加害者のうち、設置者、管理者、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者が占める割合は、平成24年度は33%、平成25年度は24%、平成26年度は38%、平成27年度は14%でした。これらの職種は障害者の虐待防止や権利擁護に率先して取り組む役割を担っており、高い人権意識が求められますが、本事例のように人権を軽視した虐待を行う者もいます。虐待は施設・事業所の種類や規模、職種に関わらず、どこでも、だれもが、行ってしまう可能性があるものだと認識する必要があります。

障害者虐待防止法第15条は、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に、①障害福祉施設従事者等への研修の実施、②利用者・家族からの苦情処理体制の体制整備、③その他の措置（地域住民との交流、オンブズマンの定期訪問を受けること、マニュアルの整備など）を講じることを義務づけていることを忘れてはいけません。

また、虐待対応では、通報者の保護が大切です。虐待通報の受付窓口を周知する際は、連絡先だけではなく、通報者の秘密が障害者虐待防止法の規定により適切に守られる旨も併せて周知し、安心して通報できることをアピールすることが必要です。

# 障害者虐待対応研修

## – 「事例集」を活用してみよう – (事例7から)

### 1. 「障害者虐待」とは

#### 「障害者」の定義

障害者虐待防止法における、「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「障害者」と定義されています。同号では、「障害者」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です（対応の初期段階では、「障害者」であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも、適切に対応することが重要です。）。また、ここでいう「障害者」には18歳未満の者も含まれます。

☞ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）より作成

# 1. 「障害者虐待」とは

## 養護者による障害者虐待

「養護者」とは、「障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの」と定義されており、身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、同居していないくとも、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

## 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。

## 使用者による障害者虐待

「使用者」とは、「障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者」と定義されています。この場合の事業主には、派遣労働者による役務の提供を受ける事業主等政令で定める事業主は含まれ、国及び地方公共団体は含まれていません。

☞ 市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（厚生労働省）より作成

# 1. 「障害者虐待」とは

虐待類型	該当する行為
①身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与えること。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制すること。
②性的虐待	性的な行為やそれを強要すること（表面上は同意しているように見えて、本心からの同意かどうかを見極める必要がある。）。
③心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。
④放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、等によって障害者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
⑤経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

☞ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）より作成

# 1. 「障害者虐待」とは

虐待類型	具体的な例
①身体的虐待	・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体拘束（柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させる等）
②性的虐待	・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせつな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面でのぞいたり映像や画像を撮影する
③心理的虐待	・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
④放棄・放置	・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしてても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
⑤経済的虐待	・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

☞ 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（厚生労働省）より作成

## 【参考】障害者虐待防止における虐待防止法制の対象範囲（法別・年齢別整理）

所在 場所 年齢	在宅 (養護者 ・保護者)	福祉施設					企業	学校 病院 保育所
		障害者総合支援法	介護保険法等	児童福祉法				
18歳 未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (都道府県) ※ 1	障害者虐待防 止法	相談支援 事業所	高齢者施設 (入所系、 通所系、 訪問系、 居住系 等含む)	障害児 通所支援 事業所	障害児 入所 施設等 ※ 3	障害児 相談支援 事業所	改正児童福 祉法 ・適切な権 限行使 (都道府県・ 市町村)
18歳 以上 65歳 未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	・適切な 権限行使 (都道府県市 町村)	障害者虐待防 止法	-	障害者虐待防 止法 (省令) ・適切な権限 行使 (都道府県・ 市町村)	【20歳 まで】 ※ 2	障害者虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	障害者虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)
65歳 以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)			【特定疾病 40歳以上】			【20歳 まで】 ※ 2	障害者虐待防 止法 ・適切な 権限行使 (労働局)
				高齢者虐待 防止法 ・適切な権限行 使 (都道府県・ 市町村)	-	-	-	障害者虐待防 止法 ・間接的の防 止措置 (施設長)

※ 1 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。  
なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

※ 2 放課後等デイサービスのみ

※ 3 小規模住居児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定弁達支援医療機関等（児童福祉法第33条の10）

※ 4 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、  
障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象になる。

☞ 市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（厚生労働省）より作成

## 2. 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の事例

### 被虐待者（虐待を受けた人）

年齢	小学校低学年
性別	女性
障害の状況	身体障害（肢体不自由） 知的障害（A2）



### 加害者

年齢	50歳代
性別	女性
役職等	短期入所施設看護師



## 2. 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の事例

### 加害者

年齢	50歳代
性別	女性
役職等	短期入所施設看護師



- ▶ 同居する母親の介護が必要となり、20年間勤めた総合病院を退職し、看護師として夜勤のない当該事業所へ1年前ほど前から勤務している。
- ▶ この1年間、同僚だった看護師2名が退職し、2ヶ月前から新しい看護師が1名配属され、その看護師へ指導しなければならない。
- ▶ 同じことを繰り返す利用者への支援方法について、生活支援員と意見が合わない。

## 2. 通報・相談等の受理

- ▶ 市町村障害者虐待防止センターに匿名の電話で通報が入る。
- ▶ 内容は、「特定の看護師の言葉づかいがひどい。短期入所を利用している特定の女児に暴言を浴びせているのを目撃した。頭を平手で叩いているのも見た。」というもの。被害者については、女児で身体障害と知的障害がある子どもというのみで、氏名については確認できなかった。



## 2. 緊急性の判断

- ▶ 市町村障害福祉主管課において受理会議を実施。被害者、加害者が不明なため、事業所に当面の短期入所利用予定を確認することとした。
- ▶ 市町村障害福祉主管課から管理者に連絡。今日以降の短期入所利用の予定を確認したところ、短期入所の予定は5日後までないとのこと。
- ▶ 通報内容どおり被害者が短期入所利用者であれば、5日後までは被害の可能性はないと判断した。



## 2. 安全確認・事実確認の状況

- ▶ 市町村障害福祉課職員3名（課長補佐、保健師、ケースワーカー職）が施設を訪問。
- ▶ 管理者、サービス管理責任者、看護職員その他の支援員等から聞き取り調査を行った。
- ▶ 聞き取りの結果、利用者への言葉づかいの悪い看護職員があり、以前から管理者や看護主任から注意しているものの、なかなか改善がみられていないことが判明した。また、加害者以外の職員による暴力や暴言はないことが確認された。

## 2. 障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待の事例

### 被虐待者（虐待を受けた人）

年齢	小学校低学年
性別	女性
障害の状況	身体障害（肢体不自由） 知的障害（A2）



そんなことしてたら  
バカ！  
ズスになるよ！

### 加害者

年齢	50歳代
性別	女性
続柄・役職等	看護師



### 3. グループワーク ～楽しくグループワークを行うために～

- ▶ グループメンバーとの意見の違いを知りましょう
- ▶ グループメンバーと協力し 人任せにしない
- ▶ 1人で話をし続けない  
(他のグループメンバーも話せるように)
- ▶ セッションの時間を意識する
- ▶ 行き詰った時は 深呼吸する
- ▶ 笑顔や拍手を大切に

☞ 神奈川県相談支援従事者初任者研修資料より作成

### 3. グループワーク ～1人3分間を目安に～

- ▶ グループ内で話してみましょう。

- ① どの虐待が考えられるか  
身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、  
放棄・放置、経済的虐待
- ② 女児の気持ち
- ③ 看護職員の気持ち
- ④ 周りにいた職員の気持ち
- ⑤ 周りにいた利用者の気持ち
- ⑥ 事例における職場環境 など



## 4. 事実確認結果

- ▶ 加害者本人に聞き取りしたところ、「自分はきつい言い方をしてしまう性格である。上司から注意されたため最近は丁寧な言葉づかいを心がけているが、特定の短期入所利用者に対しては、どうしても厳しい言い方をしてしまう。本人がこちらの言うことを聞かずゆっくりと動いたり、顔をしかめたりするとつい言葉が荒くなってしまう。」と通報内容を認める説明があった。
- ▶ 加害者が本人に対し、頭を平手で叩く身体的虐待と「バカ」などと暴言を浴びせる心理的虐待を行ったと認定し、県に報告した。

## 4. 評価

評価すべき点	匿名の通報であり、当初は被害者の氏名も分からなかつたが、事業所に調査を実施し、加害者と被害者の特定に至った。
課題点、反省点など	事業所は加害者の暴言などの不適切な行為に気づいており、指導していたが通報には至らなかつた。

## 5. グループワーク ～1人3分間を目安に～

▶グループ内で話してみましょう。

- ⑦自分が通報することについて
- ⑧自分が虐待をしないために日頃から心がけていること
- ⑨風通しのよい職場づくりのために日頃から心がけていること
- ⑩研修の感想 など



## 6. 事例の総括・助言

- ▶虐待の判断にあたって、加害者側の自覚は問いません。  
「しつけのために叩いた」とか「（他害行為がある障害者に対して）暴力はいけないことだと分からせるために叩いた」などと加害者が主張するケースがありますが、叩く行為は身体的虐待、暴言を浴びせることは心理的虐待に該当します。
- ▶障害者虐待防止や権利擁護の重要性について、一部の幹部職員や支援職員だけが認識しているだけでは不十分です。雇用形態や職種にかかわらず、障害者の支援にかかわる全ての職員が虐待防止の重要性について理解していなければなりません。

## 6. 事例の総括・助言

- ▶ 知的障害等で言葉によるコミュニケーションを行うことが難しい人は、多くの場合職員から行われた行為を第三者に説明したり、訴えたりすることができません。
- ▶ 障害者の中には、「いつも、職員の顔色を見て生活していた。例えば、食事や排せつに介助が必要な場合、それを頼んだ時に職員が気持ちよくやってくれるのか、不機嫌にしかやってもらえないのか、いつも職員の感情を推し量りながら頼んでいた。」と言う人もいます。
- ▶ サービスを利用している障害者の家族も、「お世話になっている」という意識から、「これを言ったら、疑い深い家族と思われないだろうか。それぐらいなら我慢しよう。」と、職員に対して、思っていることを自由に言えない立場に置かれていることが考えられます。

☞市町村・都道府県における障害者虐待防止と対応の手引き（厚生労働省）より作成

## 障害者虐待対応事例集



神奈川県

### 障害者虐待対応事例集

平成 29 年 3 月

神奈川県保健福祉局福祉部  
障害福祉課

- ▶ 事例集の活用にあたっては、最初から通して読まなくてもご活用いただけます。
- ▶ 支援の方法や方針を検討する際にこの事例集をご活用ください。

ホームページ『障害者虐待防止・権利擁護のために』 URL  
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/cnt/f420445/index.html>



QRコード

風通しのよい職場環境づくりを  
みんなで心がけましょう。

## ● 市町村虐待防止センター連絡先一覧（養護者・障害者福祉施設従事者等・使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）

	市町村名	名称	電話	F A X	休日・夜間の連絡先	郵便番号	住所
1	横浜市	横浜市障害者虐待防止センター (横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害施策推進課)	045-662-0355 (虐待通報専用 ダイヤル)	045-671-3566 (虐待通報専用 FAX)	045-662-0355 (虐待通報専用 ダイヤル)	231-0017	横浜市中区港町1-1
2	川崎市	川崎区地域みまもり支援センター高齢・障害課	044-200-0193 (虐待通報専用 ダイヤル)	044-200-3610 (虐待通報専用 FAX)	044-200-0193 (虐待通報専用 ダイヤル)	210-8570	川崎市川崎区東田町8
		大師地区健康福祉ステーション				210-0812	川崎市川崎区東門前2-1-1
		田島地区健康福祉ステーション				210-0852	川崎市川崎区钢管通2-3-7
		幸区地域みまもり支援センター高齢・障害課				212-8570	川崎市幸区戸手本町1-11-1
		中原区地域みまもり支援センター高齢・障害課				211-8570	川崎市中原区小杉町3-245
		高津区地域みまもり支援センター高齢・障害課				213-8570	川崎市高津区下作延2-8-1
		宮前区地域みまもり支援センター高齢・障害課				216-8570	川崎市宮前区宮前平2-20-5
		多摩区地域みまもり支援センター高齢・障害課				214-8570	川崎市多摩区登戸1775-1
		麻生区地域みまもり支援センター高齢・障害課				215-8570	川崎市麻生区万福寺1-5-1
		川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課				212-0013	川崎市幸区堀川町580番地リットスケア西館10階 (郵便物送付先) 〒210-8577 川崎市宮本町1番地
3	相模原市	相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課 (施設従事者等による虐待)	042-769-9226	042-759-4395	042-754-1111 (市役所代表 電話)	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15 市役所本館4階
		相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課 (使用者による虐待)	042-707-7055	042-759-4395		252-5177	相模原市緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎3階
		相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部緑高齢・障害者相談課 【緑区橋本・大沢地区】(養護者/使用者による虐待)	042-775-8810	042-775-1750		252-0105	相模原市緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所第1別館1階
		相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部城山保健福祉課 【緑区城山地区】(養護者/使用者による虐待)	042-783-8136	042-783-1720		252-5172	相模原市緑区中野613-2 津久井保健センター1階
		相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部津久井保健福祉課 【緑区津久井地区】(養護者/使用者による虐待)	042-780-1412	042-784-1222		252-5162	相模原市緑区与瀬896 相模湖総合事務所2階
		相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部相模湖保健福祉課 【緑区相模湖地区】(養護者/使用者による虐待)	042-684-3216	042-684-3618		252-5152	相模原市緑区小渕2000 藤野総合事務所2階
		相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部藤野保健福祉課 【緑区藤野地区】(養護者/使用者による虐待)	042-687-5511	042-687-5688		252-5277	相模原市中央区富士見6-1-1 ウエルネスガーデンA館1階
		相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部中央高齢・障害者相談課 【中央区】(養護者/使用者による虐待)	042-769-9266	042-755-4888		252-0303	相模原市南区相模大野6-22-1 南保健福祉センター3階
		相模原市健康福祉局地域包括ケア推進部南高齢・障害者相談課 【南区】(養護者/使用者による虐待)	042-701-7722	042-701-7705			
4	横須賀市	横須賀市福祉部障害福祉課	046-822-8249	046-825-6040	046-822-4000	238-8550	横須賀市小川町11
5	平塚市	平塚市福祉部障がい福祉課	0463-21-8774	0463-21-1213	0463-23-1111	254-8686	平塚市浅間町9番1号
6	鎌倉市	鎌倉市健康福祉部障害福祉課	0467-61-3975	0467-25-1443	0467-23-3000	248-8696	鎌倉市御成町18番10号
7	藤沢市	藤沢市福祉健康部障がい福祉課	0466-50-3528	0466-25-7822	0466-25-1114	251-8601	藤沢市朝日町1番地の1
8	小田原市	小田原市福祉健康部障がい福祉課	0465-33-1467	0465-33-1317	0465-33-1822	250-8555	小田原市荻窪300番地
9	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市福祉部障害福祉課	0467-82-1111	0467-82-5157	0467-82-1111	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
10	逗子市	逗子市福祉部障がい福祉課	046-872-8114	046-873-4520	046-873-1111	249-8686	逗子市逗子5-2-16

	市町村名	名 称	電 話	F A X	休日・夜間の連絡先	郵便番号	住 所
11	三浦市	三浦市保健福祉部福祉課	046-882-1111	046-881-0148	046-882-1111	238-0298	三浦市城山町1-1
12	秦野市	秦野市障害者権利擁護センター ライツはだの	0463-79-5028 (虐待通報専用 ダイヤル)	0463-79-5032	0463-79-5028 (虐待通報専用 ダイヤル)	257-0035	秦野市本町2-1-24
		秦野市障害福祉課	0463-82-7616	0463-82-8020	0463-82-5111	257-8501	秦野市桜町1-3-2
13	厚木市	厚木市権利擁護支援センター	046-225-2939	046-225-3036	046-225-2939	243-0018	厚木市中町1-4-1 厚木市保健福祉センター5階 厚木市社会福祉協議会内
14	大和市	大和市障害者虐待防止センター	046-263-1932	046-263-1935	046-263-1932	242-0004	大和市鶴間1-19-3 大和市障害者自立支援センター内
15	伊勢原市	伊勢原市保健福祉部障がい福祉課	0463-94-4721(直)	0463-95-7612	0463-94-4711	259-1188	伊勢原市田中348番地
16	海老名市	海老名市保健福祉部障がい福祉課	046-235-4812	046-233-5731	046-231-2111	243-0492	海老名市勝瀬175-1
17	座間市	座間市福祉部障がい福祉課	046-252-7132	046-252-7043	046-255-1111	252-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1
18	南足柄市	南足柄市福祉健康部福祉課	0465-73-8047	0465-74-0545	0465-74-2111	250-0192	南足柄市関本440
19	綾瀬市	綾瀬市障害者虐待防止センター	0467-70-5623	0467-70-5702	0467-77-1111	252-1192	綾瀬市早川550
20	葉山町	葉山町福祉部福祉課	046-876-1111	046-876-1717	046-876-1111	240-0192	三浦郡葉山町堀内2135
21	寒川町	【開庁時間】寒川町福祉部福祉課障がい福祉担当	0467-74-1111	0467-74-5613	0467-74-1111	253-0196	高座郡寒川町宮山165番地
		【閉庁時間】寒川町役場 警備室					
22	大磯町	大磯町民福祉部福祉課障がい福祉係	0463-73-4530	0463-73-1285	0463-61-4100	259-0111	中郡大磯町国府本郷1196
23	二宮町	二宮町健康福祉部福祉保険課	0463-75-9289	0463-73-0134	0463-71-3311	259-0196	中郡二宮町二宮961番地
24	中井町	中井町福祉課	0465-81-5548	0465-81-5657	0465-81-1111	259-0197	足柄上郡中井町比奈窪56
25	大井町	大井町福祉課	0465-83-8024	0465-83-8016	0465-83-1311	258-8501	足柄上郡大井町金子1995番地
26	松田町	松田町福祉課	0465-83-1226	0465-44-4685	0465-83-1226	258-8585	足柄上郡松田町松田惣領2037
27	山北町	山北町福祉課	0465-75-3644	0465-79-2171	0465-75-1122	258-0195	足柄上郡山北町山北1301-4
28	開成町	開成町民福祉部福祉介護課	0465-84-0316	0465-82-5234 (代)	0465-83-2331	258-8502	足柄上郡開成町延沢773
29	箱根町	箱根町福祉部福祉課	0460-85-7790	0460-85-8124	0460-85-7111	250-0398	足柄下郡箱根町湯本256番地
30	真鶴町	真鶴町健康福祉課	0465-68-1131 内線242	0465-68-5119	0465-68-1131	259-0202	足柄下郡真鶴町岩244番地の1
31	湯河原町	湯河原町社会福祉課	0465-63-2111	0465-63-2940	0465-63-2111	259-0392	足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1
32	愛川町	愛川町福祉支援課	046-285-6928	046-285-6010	046-285-2111	243-0392	愛甲郡愛川町角田251-1
33	清川村	清川村保健福祉課福祉係	046-288-3861	046-288-2025	046-288-1211	243-0195	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216番地

●県障害者権利擁護センター連絡先（使用者による障害者虐待の通報・届出窓口）

	名 称	電 話	F A X	休日・夜間の連絡先	郵便番号	住 所
1	神奈川県障害者権利擁護センター (特非) 神奈川県障害者自立生活支援センター	046-265-0604	046-265-0664	046-265-0604	243-0035	厚木市愛甲1-7-6

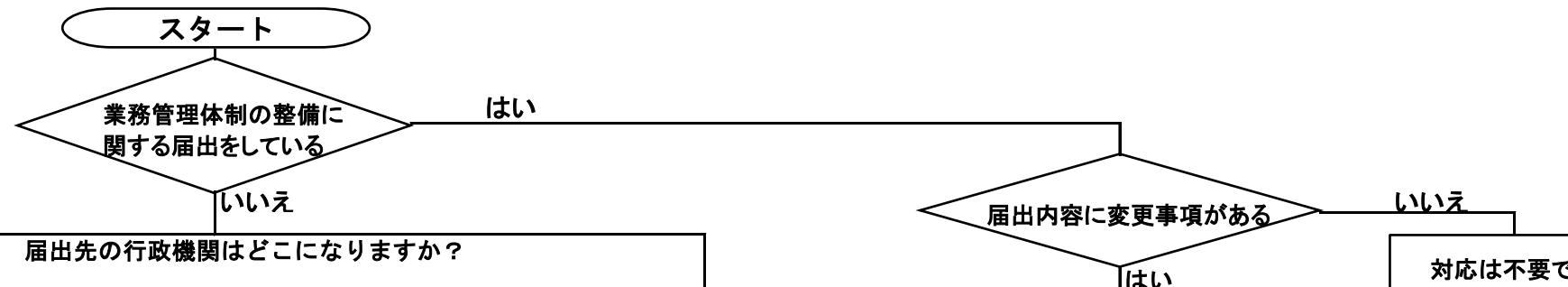
## 【業務管理体制の整備とは】

障害福祉サービス等事業者（法人）に課せられた義務です。

指定を受けている事業所を運営する事業者は、不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための体制整備とその届出が義務付けられています。

届出は、障害者総合支援法及び児童福祉法の条文ごとに行う必要があります。

運営している事業所の所在地により、届出先の行政機関（国、県、市町村）が異なります。



- (1) 国に届出・・・事業所が複数の都道府県にまたがる場合  
(2) 県に届出・・・① 事業所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市以外の市町村にある場合  
② 事業所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市にあり2市以上にまたがっている場合  
(3) 政令市、中核市に届出・・・事業所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市にあって、同一市にのみにある場合

(注) 特定相談支援事業又は障害児相談支援事業のみを行う事業者に限り、事業所が同一市町村内のみにある場合は、事業所所在地の市町村に届出

事業者の種類ごと(※)に、届出先の行政機関に**新規の届出**を提出

(※) 業務管理体制の届出が義務づけられる事業者の種類

【障害者総合支援法に基づくもの】

- ア. 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者  
イ. 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

【児童福祉法に基づくもの】

- ウ. 指定障害児通所支援事業者  
エ. 指定障害児入所施設の設置者  
オ. 指定障害児相談支援事業者

- ① 届出先の行政機関  
② 法人の種別、名称 ③ 主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号  
④ 代表者氏名、生年月日 ⑤ 代表者の住所、職名  
⑥ 事業所名称、所在地 ⑦ 法令遵守責任者氏名、生年月日  
⑧ 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所数20以上の事業者）  
⑨ 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所数100以上の事業者）

①：事業者の種類ごと（※）に、届出先の行政機関（変更前と変更後の双方）に**区分変更届**を提出

②～⑨：事業者の種類ごと（※）に、届出先の行政機関に**変更届**を提出

★ 詳しい説明、届出様式、記入要領等は、神奈川県のホームページに掲載しております。

神奈川県ホームページ ⇒ 産業・働く ⇒ 業務別情報 ⇒ 介護・福祉サービス ⇒ 業務管理体制の整備に関する事項の届出について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f470197/index.html>